

のに力があつての結果ではない。迷つてゐるのは選挙人の投票だけではなくて、所謂中立候補者も掲げる看板に困つてゐる所だから、四百萬の産業組合員数を目當てにして、産業組合に縁のあるものは、産業組合政黨の看板を借りに来るに違ひない。さうなると社會民衆黨が當初、地方政客の落武者によつて荒された様な事にもなり、頗る不純な同志でイザとなれば足並の亂れる様な出發をしなければならなくなる。産業組合そのものでは無論ないし、産業組合が直接に政黨を作るのでもないが、産業組合の内容實力が今のまゝでは、政黨が出来てもすればそれに潰されない迄も、引ずられ、引きかきまはされる虞れは十分ある。産業組合そのものゝ内部に清算さるべきもの、確立し充實すべきものがまだ澤山残されてゐるからである。

八月二十五日開かれた神奈川県産業組合青年聯盟第二回大會に於て「最近頻々として起る産組出納上の不祥事件は産組經營が一部有力者間の獨裁に委ねられた爲で、産組は組合員の總意により我等の手に依り經營され、産青聯の強化と自主化の擴大化を以て前進せよ」といふ聲明が發せられてゐるが、これは神奈川一縣の例ではあるまい。それ故に産青聯としては、外に産業組合政黨を作つたりする前に、内に産業組合内部の淨化振肅充實整理を行はなければならぬ。政治運動をするよりも、更に根本的な仕事は、産業組合運動の純化擴大充實である。差當りにおいては、「自主的政治勢力の強化」よりも、産業組合それ自身の自主的勢力を確立しなければならぬ。「産

業組合の大衆化を促進」するが爲めには、「農民大衆に對し産業組合思想の普及徹底に最大の努力を拂ふこと」が第一であるが、同時に組合員大衆にもつと、産業組合精神を徹底させる必要があり以上にある。「農村産業組合と都市消費組合との協調連絡を一層緊密にする」と共に、農村産業組合の未設置町村数が、五ヶ年計畫豫定數に比して五百五十九を不足してゐるといふが如き點に關して一層の努力を必要とするのである。現在のところでは、何といつても「擴充五箇年計畫の徹底的遂行」が一番先にしなければならぬ仕事である。政治的進出も今の所この目的遂行の範圍に於てなさるべくして、これが遂行を阻害するが如き方法によつてなされてはならない。産業組合政黨の組織が、産業組合の内部を混亂させるが如き結果を來すことは賢明の策とはいへない。外部から乘ぜられる隙を與へる危険は十二分にあるのである。發達中途の労働組合や農民組合が、無産政黨運動によつて却つて發展を阻害された覆轍を戒めねばならない。金の無い労働組合や農民組合の場合よりも、金の有る産業組合は一層警戒すべき誘惑も危険もあると見ねばならぬ。

産青聯の道府縣、郡市、町村、「各級聯盟は研究部に於て産青聯の政治運動に關する理論並實踐の組織的研究を開始する」のは結構である。「關係團體と密接なる聯絡の下に政治關係事項の調査をなし資料を整備すること」それも結構である。「聯盟は反産運動の政治的進出の實際と之が産業組合延いては中小産者に及ぼす影響を調査指摘する事」は、反産運動の中小産業者が、他の勢力

に踊らされてゐる實際に鑑みても、産業組合側でもよく社會狀勢の實相を見究め、掘り下げてこれが對策を立てなければならぬのであつて、徒らに反動の反動、或は刺戟に對する反射作用の様に興奮した對抗は、深き根柢をもち、恒久的運動である産業組合側では執つてはならぬ態度であることに鑑み、最も必要事と思はれる。此の點に於ても前記大會の決議に「産業組合員其の他の者に對し政治淨化の工作を爲すこと」と共に「産青聯の盟友に對し政治的教育訓練を與ふること」を掲げてゐるのは當を得てゐるといはねばならぬ。たゞ如何なる政治的教育を如何なる方法によつて與へるか、現實の大きな問題なのである。

産業組合政黨の看板を上げるか上げないかとはかく、既成政黨以外に独自の政黨を作る事はまだ準備が足りぬ。準備期間はさう長い必要はない、寧ろ今の機運に乗するがよいが、産業組合擴充五箇年計畫の完成後位がちやうどよいのではないか。その頃には選舉肅正運動の結果が海のものか山のものかわるだらうし、來春の總選舉による新衆議院が任期二年過ぎて解散の機會が來る時分である。西紀一九三五・六年の國際的危機の年も過ぎて、皇紀二千六百年を迎へるべく、國民が朗かなる緊張、責任ある革新更生の意氣に燃えてゐる時機と見なければならぬ。それ迄は産青聯も、農産協も、中央會の所謂「選舉の肅正と産業組合運動の進展」を念としてゐればいゝので、「來るべき府縣會並に國會議員選舉に當つては各黨派候補中組合運動を支持する候補者を援

助する」程度の事をしてゐるのが相當なのであらう。

昭和六年調べではあるが、中央會の調査によれば衆議院議員の一割二分、府縣會員の三割五分は、産業組合役員で占めてゐるし、それが政友、民政兩派に萬偏なく分れてゐる。佐賀縣の如きは衆議院議員の半分、縣議員の七割は産業組合員だといふのである。その他でも福島、大阪の兩府縣は衆議院議員の三割以上を占め、新潟、埼玉、福島、鳥取、群馬、山口の諸縣は縣會議員の五割以上を組合役員で占めてゐる。もしこれらの議員が本當に産業組合精神に溢れ農村關係法案に理解が十分だつたらば、恐らくは六十七議會の體たらくは實現しなかつたはずである。即ちこれらの役員の大數は産業組合の爲めには餘り頼りにならない存在なのではないか。かういふ役員たちでは議會へ送つてもしやうがないし、産業組合の運営を任せておいてもしやうがない。中央會の「平素之等をして産業組合に對する理解促進を努むる」には、政黨から遠ざかる意味での「中立」や「超然」ではなく、箇別政黨のどれへも觸手をのぼし、特定の政派を支持する意味でない「政治進出」を試みる外はない。かうやつて各黨派内に同志を獲得し、組合精神を擴充し、他日産業組合政黨が出来る時機には、それへ参加する位の熱心なる友を得ておかなければならぬ。選舉肅正運動を、陰險、狡猾な態度で選舉運動に利用してはいけませんが、正々堂々の態度で選舉肅正運動に精進することが、他日の新しき政治勢力の興隆の爲めに地盤を準備する工作となることは

疑ない。この意味に於て、現下の状態に於ては産業組合の政治進出の程度をこの邊に止めておく外仕方なく、又それが一番賢明だと思ふのである。

選舉肅正と選舉法改正

肅正選舉の結果と選舉法の缺陷

一

先回の府縣會選舉(昭和十年)は、選舉肅正運動の効果がどれだけ舉つてゐるかの試金石として、普選最初の府縣會選舉以來の世間的注視を以て行はれたが、八年前のそれに於て無産黨の進出が問題とされたのは反對に、非常時以來の議會政治否認の空氣がどう現れて來るか、右翼的政治勢力が、果して結成されてゐるかに就ての社會的關心が、相當強く働いてゐた。

選舉肅正運動が、買收選舉をどれだけ無くなすことが出来るか、興味を以て見てゐた人は、同時に棄權がどの程度に殖えるかを心配してゐたのである。今迄の選舉が、殆ど買收だけで動いてゐた様に云ひなされてゐたことは、買收絶滅は、棄權増大を結果することを考へさせる。そして選舉肅正運動の第一段としては、棄權増大も買收絶滅のためには已むを得ないとし、更に一方、棄權防止を可及的に努めるとしても、それが官權による狩り出し、合法的選舉干渉にならない様

にする建前でいつた選挙としては、九月二十六日迄に行はれた二府二十七縣の平均棄権率が、二割三分八厘に止つたといふことは、頗る良好な成績といはなければならぬ。

投票所の増設が、どの程度に行はれたか、その影響がどうかを調べる必要があるが、慥かにその影響もあつたに違ひない。同時に邊鄙不便の農村よりも、京都や大阪の様な都會が、平均棄権率の二倍以上の棄権があつたことは、投票所への距離の問題以外の原因を考へなければならぬ。投票所の問題としても、それは距離でなくとも、数が少ないために、投票所が混雑して、投票するのに入口で立つて列をなして待つてゐなければならぬとすれば、やはり投票に時間をと、不便なものとし、億劫にさせることは同じであるから、此の點に於ても、投票所の數の問題はあり、投票所施設の簡易化と普遍化が必要になるのである。しかし、京都大阪の兩市の棄権が五割前後に及んだことは、都會人の一般的投票不熱心と共に、大都會に於ける府縣會選挙の重要性の問題或は又府縣會議員の粒の問題にも關係してゐるのであつて、地方議會としては、大都市の市會議員や、區會議員があり、關係がより密接であつたり、都會選挙人に對しては名を知られてゐる程度も、府縣會議員の方が薄いといふこともあるから、これは大都市制度の問題ともかゝはるのであつて、衆議院選挙の場合は、これらの大都市に於ける棄権の程度は、多少緩和するものと見てよからうと思はれる。

反對に、農村地方に於ては、棄権は今回の府縣會選挙のそれよりも、殖えるかも知れない。といふのは、一つには時期の問題であつて、衆議院が無事に済んで、四月頃に總選挙が行はれ、ばとにかく、いつもの様に、解散で二月の總選挙となると、東北、北陸、中部山岳地方は、積雪その他の原因で、交通難は選挙民の出足を鈍らせると共に、候補者の演説會や、選挙運動員の活動が十分に行はれないのと、府縣會議員は、各府縣平均して四十名位であつて、衆議院議員の數の十倍位に當るから、選挙運動の數にして見たらば、五倍以上になり、従つて農山村地方へは、より運動が行き互る關係にあるのである。即ち衆議院議員選挙においては都會地方で徹底する程度に、邊鄙不便の地方への選挙運動は普及し得ないから、前述の冬期的交通不便と伴つて、棄権率は増すであらうといふ推定が、一應は出来るのである。

二

府縣會選挙が、衆議院選挙の前衛戦として行はれることは、普選の瀬踏みを、府縣戦で行つて以來、一層甚しくなり、既成政黨地盤の培養として、地方選挙が、殆ど全く國會選挙と同一分野を劃されるに至つたことは、地方自治の爲に頗る遺憾であるが、否認或は無視し得られざる事實である。而してこの事實は將來既成政黨地盤が崩されてゆくことがあつても、對立するものが、

無産政黨的なものであるとすれば、地方議會の分野と國會分野とが、同じ政黨によつて色分けされるといふことは、免かれ難い傾向であつて、地方自治と中央政黨との關係を分離するといふことは、現下の狀勢を以てすれば望み得べからざることといはなければならぬ。

十月十六日開票の静岡縣をもつて、本年内に行はれた二府三十七縣の各派當選數は、東京朝日新聞調査によれば、政友會六五八、民政黨六一九、國民同盟三一、無産政黨三二、其の他諸派三二、中立議員一五三、合計一、五二五といふ事になつてゐるが、中立議員の中に純中立と見らるゝのは六〇で、あとは政友系が四一、民政系が四三、同盟系が三、床次系が二、秋田系が四といふことになつてをり、之を合すれば政友六九九、民政六六二となつて、政友會と民政黨とが壓倒的の數を獲得し、前の選舉で勝つてゐた與黨の民政黨が政友會より負けてゐる事が、最も顯著なものであり、國民同盟が無産政黨と同じ程度の議員しか出せなかつたことは、現在の衆議院の議席と比較して見て、異様に思はれる程の劣數を示し、これと其の他諸派、中立と併せ見ても、第三黨を目指す新黨運動といふものゝ將來が危ぶまれるのである。

都新聞の數は朝日のとほ多少相違してゐるが、新舊議員が出てゐるから併せて表示すると、左の如くであるが、再選の八三七に對して、新顔は僅に五五四、再選に元議員を加へれば九七一對五五四で、如何にも舊態依然たる感を免れず、何處に世間に動いてゐる筈の革新的氣分なるもの

政黨	朝日				都新聞			
	總數	新	再	元	總數	新	再	元
政友會	六五八	二四九	三六一	六九	六七九	二四九	三六一	六九
民政黨	六一九	一七二	四一五	四五	六三二	一七二	四一五	四五
國民同盟	三一	一四	一七	二	三三	一四	一七	二
無産政黨	三二	二五	七	四	三六	二五	七	四
其他諸派	三二	一四	七	一	二二	一四	七	一
中立	一五三	八〇	三〇	一三	一二三	八〇	三〇	一三
合計	一、五二五	五五四	八三七	一三四	一、五二五	五五四	八三七	一三四

が現れてゐるかを疑はしめる。

それは同時に非常時と危機襲來によつて、民衆の心を惹きつけ、自らの勢力を結成したであらうと思はれてゐた右翼的政治團體の、餘りにも淋しい二十幾名の立候補に三人といふ當選率と共に、一つは選舉期間を短縮して、しかも立候補前の選舉運動を禁止し、選舉運動者以外の第三者の選舉運動を嚴重に取締るといふ選舉法の建前が、情實因縁による既成政黨が民衆の信頼をつないで擁護することになる結果といはねばならぬ。この事は必ずしも既成政黨が民衆の信頼をつないでゐる證據でないと共に、新興勢力殊に右翼的政治集團を選舉に絶望せしめ、議會政治から引離す結果になることを虞れしめるのである。

此の間にあつて、無産政黨が前の選挙に比して倍加してゐるのは、右翼集團とは異るところの根を、選挙民大衆の内に張りつゝあることを示すと共に、選挙肅正運動に幸されてゐることも見逃すことは出来ない。勿論前の選挙は昭和六年九月十月、滿洲事變直後に行はれて當時の共產黨征伐につゞく、右翼的勢力擡頭の潮が高まる勢ひすさまじき時であつたことを考へなければならぬが、その後の四年間の無産黨の雌伏が、選挙肅正運動による選挙ブローカー弾壓によつて、金が選挙に物を云はぬことゝ伴つて、實質的に選挙民に働きかけたのである。無産黨の演説會が階級闘争のイデオロギーの高遠激越なる怒號叱咤から、シンミリとした農村と無産大衆の實生活を語ることに變化したことは、同時に聴衆の性質をも、選挙權の無い若い者から、選挙權をもつ壯老階級へと替へていつてることゝ共に、無産黨の將來にとりては喜ぶべき傾向を示してゐるものといはなければならぬ。選挙肅正運動がこのまゝで進めば、來春の總選挙に於ては、今秋の府縣會選挙の成績よりも、一層良好であるべく期待さるゝのであつて、東京大阪で各二三名、京都神奈川兵庫廣島福岡で各一名とすれば十名を得べく、これは縣會議員三人に代議士一人といふ割合よりも内輪であつて、強ち大衆黨が取らぬ狸の皮算用をしてゐるものともいへないであらう。この事は國民同盟の當選議員數の半分が熊本一縣にかたまつてゐることゝ比べて見ると、政民殆ど伯仲を思はせる、來春の衆議院總選挙に於ては、第三黨としてキャスティングヴォートを握るもの

は、今のまゝの分野を以てすれば、國民同盟でなくて無産政黨であるといふことになるのであつて、無産政黨特に大衆黨の自重を要するところである。

三

既成二大政黨の地盤の強固は、今回の選挙に始つたことではなく、前回の選挙に於ては更に一層その程度は甚しかつたのである。即ち昭和六年秋に行はれた二府三十七縣の府縣會議員選挙に於ける、有效投票數の九十六パーセント、議員定數の九十七パーセントは兩黨及兩黨賛成議員によつて占められたのである。實數に於ては政友會は六三八で今回の議員數より二十多く、民政黨は七九九で、これを今回の民政黨の當選數六一九に比すれば、實に百八十の差であつて、國民同盟が分離前であつたことを、計算に入れて見ても、政府與黨たる民政黨の大敗は争ふべからざる事實といつてよい。

た選挙と、岡田超然内閣によつて行はれた選挙との差違、安達内相の合法的選挙干渉と、後藤内相の選挙肅正との相異が、この大差を生ぜしめた理由だといはなければなるまい。

それ故に岡田内閣としては、與黨の敗北を悲しむよりも、肅正選挙の勝利を誇つてよいのである。いつも選挙が済むと反對黨から選挙干渉の聲が喧しく擧がるのであるが、今回の選挙においては、絶えてその事無くして、却つて與黨民政黨側から、選挙取締の非常識に嚴重なりし不平の聲が聞えるのである。選挙取締りの非常識な點も否定出來ず、或は選挙の公正振りを極端に示すために、與黨に對して却つて嚴しいといふ不公平があつたかも知れない。恐らく與黨風を吹かす地方政客に對して、身分保障された地方官吏、警察官が、選挙肅正の勢ひに乗じて、必要以上に辛く當つたことが無いといへまい。それが選挙に敗れた與黨内の不平不満の渦を起してゐることは想像に難くないのであるが、これらの事が、そつくりそのまゝ存在したと假定しても、それでもまだ差引きして、選挙肅正運動が、政府側の巧妙狡智なる選挙干渉戦術で無かつたことを、天下に示し得た効果と比すれば、十分の成功といつてよいのである。

繰り返し云はれてゐるが如く、最も大量的の選挙違反は、政府及與黨の協力によつて行はれた買収と干渉であつた。選挙取締官憲の力を反對黨の選挙取締りにより多く使用するだけで、與黨の選挙違反を特に看過するといふことをしないで、十分偏頗不公平の効果を、選挙運動、從つ

て選挙投票の上に及ぼすことを得たのである。それが所謂合法的選挙干渉の、合法的なる所以であつて、更にそれが上官の意思忖度或は意思表示により、政黨勢力の官吏の身分關係への影響の顧慮が加つてくれば、そこに一方への嚴重さと、他方への寛容さとが生じ、一步を進めれば、明瞭なる取締から干渉への變化を來すから、一步の差千里のへだたりを生じて、選挙取締官憲の手心は、元締たる内務大臣の意向によつて、選挙を指導し、左右するに至り、與黨の買収看過を均霑して、反對黨のも幾分かは公平に看過され、遂に選挙界に警察官も認めて怪しまざる買収その他の選挙犯罪が横行するに至るのである。

それ故に選挙肅正の第一歩は、取締官憲の絶対公平であり、政府自らが選挙違反的行動に出でないことである。政黨内閣で、最有力の政黨員を内務大臣にしてゐたのでは、現在の選挙法規を運用してやる以上は、どうしても選挙の公平は期せられないのみか、選挙運動員も、選挙民大衆も公平を信じられず、從つて公平の實が擧げられないことになる。それが超然内閣の官僚内相の下に、しかも現下の政治状態からいへば、新黨運動も有望でなく、この上に超然官僚内閣がそのまゝ乗つかる事も考へられないし、與黨とは自他これを認めながらも、なほ民政黨内閣ではないし、床次のあとに望月といふ風に、何等現實の政黨的背景がない閣僚が、民政黨閣僚と相對峙して、政黨出身閣僚といはれてゐる現内閣にあつては、民政黨を操縦する上からも選挙に民政黨の

御機嫌を伺ふよりも、選挙で民政黨との間に畏怖威嚇の關係を作つておいた方が、有利なのであるから、選挙肅正で新官僚内務大臣の立場を確固たるものにするには、最も好適だったのである。

この、選挙肅正は可能である、公平選挙は存在し得るといふ希望は、今回の選挙の結果そのものが、實質的に決して歓迎すべき價値のないものであるにしても、選挙肅正、公平選挙に對しても、幾多の注文すべきものが残るとしても、なほ議會政治のためには、喜ぶべき將來を約束するものといつてよい。それはむしろ反對に、今回の選挙に選挙肅正の効果が行はれず、政府官憲によつて、これが裏切られでもしたならば、選挙による議會政治は、再び立直ることが出来ない迄に、國民大衆の前に印象され、政黨に絶望した者が、更に官僚にも絶望して、選挙と議會による政治といふものを、全く投げ棄て、しまふ第一歩を踏み出させたらうといふことが考へられるのである。

案外そんなものではない、あれだけ政黨不信が叫ばれて來たのに、依然として既成政黨によつて政界分野は二色に塗り分けられたではないかといふ意見もあらう。併しながらこれは政黨信頼といふ積極的意味よりも、政黨を否定する政黨解消、獨裁政治謳歌の氣分が、非常時四年の経過が、不祥事件の續發に拘らず、何等右翼政權による期待を與へなかつた事實に對する批判とも解釋出来るのである。二年前にこの選挙が行はれたならば、もつと異つた結果が現はれたのではな

いかと思はれるが、その氣運に加ふるに、選挙肅正運動が、公民教育的效果としては、議會政治尊重、獨裁政治排撃を唱へて、立憲政治への反省、政黨政治への見直しを教へた事の効果をも考へなければならぬのである、この結果は既成二大政黨にとつては更生の希望と共に義務責任を與へるものであつて、現状満足を以て、この選挙の結果に對し選挙民に答へてはならないと思ふ。即ち選挙民が政黨へ與へたものは、將來更生の希望であつて、過去の實績についての信頼の表示ではない事を忘れてはならない。

四

立憲政治への反省、立憲自治の國民としての自覺が、不信を重ねた既成政黨への投票に現はれる外無いといふことに就ては、現行の選挙法規が、護憲三派によつて、新興政治努力の進出を妨げて、既成政黨の堡壘を護るために、極力普通選挙の精神を歪めて作られたといふ事實を忘れるを得ない。供託金を伴ふ候補者制度や、選挙期間の短縮と、選挙運動方法の制限が、既成政黨地盤を保護して、新人立候補を不便不利にするのである。殊に立候補前の選挙運動を禁止する一方に、政黨の運動としては、自由自在に、選挙區培養も出來れば、地方的利益の供與も出來るといふことが、個人的立候補を不利にし、新しき政治勢力の進出を妨げることは著しく、既成政黨の

公認候補者として名乗りを上げることが二重三重の利益を與へることになるのである。これが政黨不信の反面として新政治勢力や中立候補がもつと進出するだらうといふ期待又は豫想を裏切つた所以でもある。

選舉法が政黨による選舉競争の現實を無視して、個々の候補者が各々孤立無援隻手空拳で戦ひでもする様なつもりで、取締つてゐるのが間違ひであつて、そのために政黨の政治運動が不合理な拘束を受ける反面には、政黨候補者の脱法的選舉運動も公然行はれることになるのである。それが脱法的でないにしても、個人候補者と比して頗る有利であつて、到底選舉法が豫期してゐるが如き、平等公平のスタートに立ち、選舉競争を行ふものとはいへないのである。立候補前の選舉運動禁止の如きも、その効果からいへば、政黨候補者の場合には政黨の政治運動の形で、何等かの廣告的名弘めが出来るが、個人候補者はそれが非常に困難であつて、事實上に於ては政黨候補者は、選舉告示前からスタートしてゐるのに、個人候補者の方は、告示後立候補届出をして初めて出發しなければならぬ、演説會にしても、政黨總裁なり、幹部なりと共に候補者が出演する場合に、それが「出演候補者の選舉運動なりと觀察される場合には之を推薦演説會と認め取締りをなすべし」とする公定解釋は、此の種演説會にして選舉運動と認めず、選舉取締りの對象とならないものがあることを示すものであつて、これを個人候補の場合と比較すれば、著しき利益と

いはなければならぬのであつて、演説のみならず文書による選舉運動の場合にも、選舉運動費用制限の適用の上からも、兩者の比較は著しき相違を生ずるのである。

選舉の實際に於ては、主人公として活動してゐる政黨を、選舉法の上に於て、議員候補者、選舉事務長、選舉委員にあらざるが故に、所謂第三者として取扱ふことが、滑稽極まる話であつて、そこに取締上の無理が生ずるのも當然であり、政黨内閣時代には選舉の不公正が行はれ、官僚内閣時代には非常識取締りが行はれる原因にもなるのである。

選舉法に政黨を認めてゐないのは、各種勞働法規が、勞働組合を表向に見てゐないのとよく事情を同じくしてゐる。これは共に、政黨とか、勞働組合とかいふものは、元來虫が好かないといふ樞密院邊の老人思想や、官僚的傳統にもよるものであらうが、社會に實在し、實際に於て活動してゐるものを、法律命令の上だけで、無いつもりにしておくことは、彼等の腹中の蟲にだけ忠實であつて、法規の運用を適切にすることを要する國家に忠なるものではない。政黨の定義がどうの、實際の取扱がかうのと小理窟を並べないでも、前回の選舉に於て、何名以上の當選者を出した選舉團體で、政治結社として届出たものとか何とかいふ方法があらうと思はれる。内務省司法省の疑義解釋や、大審院の判例で、政黨の選舉活動、或は選舉に於ける政黨活動の、合理性の範圍を認めようとしても、結局は區々たる末節的技巧に終るのである。それよりも法規の根本に

於て政黨活動の選舉に於ける許さるべき範圍と、許すべからざる程度とを明かにする必要がありと信ずる。

五

同じ第三者でも、政黨の如き一から十まで知りぬいて選舉運動をしてゐて、選舉法規に引かゝる方はまだいゝとしても、何にも知らぬ本當の第三者が、選舉運動をする氣もないのに、「議員候補者、選舉事務長又は選舉委員に非ざれば選舉運動を爲すことを得ず」の條文に觸れて、「一年以下の禁錮又は五百圓以下の罰金に處す」といふ罰則を適用され、更に今度の改正法によつて、選舉事務長に選任せられた選舉運動の爲使用する「勞務者に非ざれば選舉運動の爲勞務を提供することを得ず、」この規定に違反したる者は三百圓以下の罰金に處すといふことになつたのでは、事實何も知らぬ無邪氣の第三者を裁判官が所罰することは無いにしても、檢舉されたゞけでも、警察署に呼び出されたり、警察官に注意されたりしたゞけでも、選舉法は恐ろしいもの、選舉關係の事には手も出せず、頭も出せないと引込んでしまつて棄權増加といふ結果にもなるのである。

今回の府縣會選舉で、各府縣に非常識取締りの實例を供したのは多くは此の規定に關するものやうである。候補者名の立看板が道に倒れてゐるのを起して、立てかけて通つた人力車夫が違

反に問はれた(青森)とか、同じことをした小學教員が警察に呼ばれた(茨城)とかいふ例があり、長野縣では、小學校の生徒を集めて、いつもする修身の御話とは違ひますが、今度の選舉では道に倒れて往來の邪魔になる場合でも、選舉の立看板を起してはいけません、と校長先生が訓話した位であつて、これでは公民教育上からも、非常識な選舉法規とその適用は何とかしなければならぬのである。又同じく學校關係では、演說會場を選舉運動に使用せしむるので、教員の選舉受難が多く、例へば演說會場の電燈がつかないで、選舉運動員が困つてゐるのを、直してやつた小學校教員が勞務提供で引ばられ(群馬)たり、會場整理の選舉勞務者が腰掛を亂暴に取扱ふのを見兼ねて手を出したために、その學校の先生が警察に呼ばれたといふ様な例もあるし、公立學校等選舉演說會場を使用せしめなければならぬ學校側としては、種々の迷惑を蒙つてゐる事が、多からうと察せられる。

演說會場に於ける勞務者以外の勞務提供に就ては、馬鹿々々しい様な例が、澤山あるのであるが、非常識取締りの例としてその數箇を示すとこんながある。聴衆の一人が後から來る知人にどうぞといつて席を譲つた爲め會場整理の勞務提供として咎められ(滋賀)、聴衆が積んであつた筵を取おろして坐つたためこれも勞務提供と見られ、辯士のスリツパを紛失すると悪いと思つて聴衆の一人が、片付けたのがやはり違反に數へられ(青森)、神社を演說會場に借りたので崇敬人

總代が恒例により拜殿を掃除したので、これも勞務者以外の勞務提供とされ(山形)たといふやうなので、こんなのは何も八釜しく取締るにも及ばないのであるが、選舉運動員の数の制限を第三者運動及び勞務提供の方法によつてくゞられるのを防がんとすることにのみ専念した取締當局が鹿を追うて山を見ず、或は獸を追うて人を見ず、野豕を狩り盡すつもりになつて良民を傷けてゐる次第なのである。

一體、推薦状と演説による選舉運動ならば所謂第三者がしてもいゝことになつてゐるのに、その選舉運動の補助であり、それに關する機械的勞務を提供するのを禁ずる必要はないのではないか。しかも往來人が倒れた立看板を直したり、聴衆が座席をどうしたといふ様な、議員候補者や選舉運動員と意思を通じてなされない、又何等雇傭関係もない、非繼續的な行爲をも、強ひて勞務提供と解さないでもよいのではないか。それが法規の明文でもあるならば、それを改正する迄は、行政當局としては何ともならず、惡法も法なりで、これを執行しなければなるまいが、この場合はさうではないのだし、然も内務省内でも議論が分れてゐたであらうことは、關係内務事務官の著書『昭和九年選舉法令改正解説』中にも、『選舉事務長に依り特に勞務者としての選任を受けた者でなければ議員候補者及法定の選舉運動者の選舉運動の爲に勞務を提供し得ないことは明であるが、第三者の選舉運動の爲にも亦勞務を提供し得ないか否か。第三者運動を認める建前に

重きを置けば第三者運動の爲にする勞務の提供は第九十六條第二項並に第八十九條第一項及第九十三條ノ二の關せざる所であるとの見解も成立つ餘地があるやうに思ふが、併し又第三者運動にして勞務者の使用を是非とも必要とするが如き場合は實際上極めて稀であること、第三者運動に關し勞務者の使用を自由無制限なりとせば勞務者に關する折角の制限が此の點より崩れて來る虞があること、規定の文言自身は第三者運動の關係を別段除外しては居ないこと等を考慮するとき、勞務者に關する諸制限は第三者運動に關しても適用があると解するが適當のやうに思はれるのであつて、茲では疑を存しながら一應後の見解に従つて置くことにする』と書いてあるのが、實際の選舉になつて取締の局に當る者として見れば、疑を存しておかれたまゝでは困るから、どつちかにきめてくれといふわけで、内務省司法省合議の解釋を決定して『第三者は選舉運動の爲め使用する勞務者を選任することを得ず』『第三者が選舉運動を爲す場合に於て演説會場に於ける雜務又は推薦状の上書等のため一時的に他人を傭入れ勞務を提供せしめたる時は法第八十九條第一項の違反となる』旨を定めたのである。

これは第三者の演説及び推薦状により選舉運動は例外的に認められてゐるのであるから出來るだけ小規模に不便にしておいて、これがために勞務者などを使用せしめないといふ建前で解釋をきめてゐるのであるが、第三者運動としても、繼續的に集團的に行ふ事も、必ずしも禁じてはゐ

ないので、候補者側の意思を通じた純然たる別働隊でない本當の第三者運動を認める上からは、寧ろ演説及推薦狀運動とその準備行爲補助行爲の自由を認めるべきではないかと考へる。

六

選挙肅正運動によつて、積年の悪弊が一時に無くなるものではない。或は肅正運動の裏をかく様な新戦術が講じられてゐないとも限らず、後日になつて、今日評價されてる効果を多少値引しなければならぬ様なことが、暴露しないとは保證し得ないが、大體に於て良き結果を擧げてゐることは認められ、これを續けてゆきさへすれば、選挙界は廓清され、政治界は革新の實を擧げるといふ希望がもち得るのである。それには繼續的な選挙民教育、政治教育なり公民教育の徹底普及が第一であつて、「検査に勝る肅正なし」といふ看板は「教育に勝る肅正なし」と書きかへられなければならず、他方選挙肅正運動が選挙法改正運動に發展してゆかなければならぬ必要が切實に感ぜられるのである。

選挙肅正運動は、選挙に金のかゝらぬやうにする運動だ、徒に政争をしない、非常時と學國一致で、政黨的争ひを停止すべきものだといふ様なことを逆にとつて、無投票當選の工作をした所も多い様に見受けられる。初め處れられてゐた程多くはなかつたが、可成りあつた様である。或

はそれに官憲が協力して、所謂泡沫候補並に取扱はれて、對立或は割込候補者を斷念させたといふ例もあるらしい。從來の政争縣で、選挙取締りに腕を揮つた警察官としては、選挙に際して手を束ねてゐるのは、手持無沙汰で、職務を曠しくする感もあるらしく、選挙肅正をかういふ方へ解釋して實行した例もある様だ。又政民兩黨が共同戦線に立つて、取締官憲と戦ふのはよいとして、或縣では知名の選挙ブローカーを使つて、あちらこちらを飛歩かせ、警官がそれに眼をつけて動いて居る隙をねらつて、買収をチョイ／＼やつて廻るといふ様な不都合な戦術をとつたといふ様な例があるとの事である。

何かと苦情もあり、非難すべき點も出ては來ようが、大觀すれば、政府が選挙を與黨のために歪曲することがなければ、或る程度までの公正なる選挙は出来るものだといふ確信と、選挙肅正運動をやつていけば、從來の様に選挙に金をかけないでも當選出来るものだといふことを教へただけで、第一回の肅正選挙としては十分な成績を擧げたといへるのであるから、此の機をはずさず、來春の總選挙に準備すべきである。選挙肅正中央聯盟としても、今迄の内務省から、文部省の方へ、手を伸ばして、公民教育的の方面に力を入れて、ハデな肅正講演會よりも、質實な立憲政治教育なり、選挙法規講習會なりの方向に進んでゆく方が、效果的なのではないか。そして映画や小唄によつて、やゝともすれば上りしたがる肅正運動を引締め、取締官憲によつて拙速的

な嚴罰主義や、檢舉に勝る肅正なしといふ風なやり方から、教育的に肅正運動の根本を培養する必要があらうと思ふ。

肅正運動が成功して、肅正選挙が行はれて来ると、今の「人を見たら泥棒と思へ、選挙運動員を見たら違反者と思へ」式な選挙取締りをそのまま持續してゆく譯にはゆかない。それには選挙法規から改めてかゝらねばならぬのであつて、現行法規があるのに、取締官憲の手心によつて、選挙犯罪を見逃したり、寛大にしたりするわけにはゆかない。今の選挙法では、選挙運動といふものは取締らるべきものと前提してかゝつてゐるが、正しい選挙運動は自由になされなければならぬといふ建前を基礎にして、これを妨げるが如き威迫誘惑を取締るといふ根本を忘れないやうにし、所謂第三者の選挙運動が原則で、選挙運動員のそれは寧ろ例外的に考へられなければならぬ。買収等は十分取締る一方に、買収を伴はぬ戸別訪問等を取締る事過酷にして、選挙民と候補者とを相隔てしめることなからしめ、親密諒解を深からしめ、立候補前の選挙運動を原則的に禁止するといふ様なことをすれば、一般的に政治運動、政治教育運動を阻止して、却つて情實因縁だけで、知つた人を選ばなければならぬ様になることになり、肅正選挙、政界革新の本旨に悖るものではないかと思ふ。

選挙が朗かなまつりごとであるためには、選挙運動を公明正大なるものになさなければならぬ

のであつて、選挙の当日に神前祈願をしたり、國旗を掲揚したりすることは結構だが、同時に投票所の施設も、もつと愉快にする必要がある。何か悪いことをして呼び出されてゐるやうに、警察官や監視官立會人の嚴めしく坐つた前で、名簿を調べられて、へんに仕切つた所で投票用紙に記載する手續も面白くないし、第一自書主義が、却つて無効投票を多くする原因となり、それだけ不正投票を妨げるものでもないのだから、候補者届出制度をとつた以上、届出順で連記して、その上に印でもつけて投票させる方が便利賢明だと思はれる。選挙法改正意見はいろ／＼あらうが、改正の必要だけは誰も一致して感じてゐる。肅正選挙に次でこゝへ進む必要があらうと思ふのである。

選挙肅正と選挙法改正の必要

選挙肅正運動が、選挙に関する公民教育であるとしても、選挙違反の絶滅運動であるとしても、選挙法令の周知徹底といふことが根本になる。現実の選挙法令を知らないで、選挙觀念の涵養もなければ、選挙法規を知らせないで、これに違反する者を厳罰に處するといふのも亂暴だからである。

然るに選挙に関する法令といふものが、素人にわかりやすく出来てゐない嫌ひがあり、殊に府縣會選挙に関する法規規則はいろいろの法令に規定してあつて、府縣制だけを見たのではわからない。例へば選挙権者被選挙権者は、府縣内の市町村公民であるから、市町村公民が何であるかは、市制町村制を見なければわからぬし、選挙は市町村會議員選挙人名簿に依り之を行ふのであるから、これも同様である。選挙運動、選挙運動費用、選挙犯罪罰則の方は、すべて衆議院議員

選挙法を準用してゐるといふ様に、殆ど主要な部分には府縣制以外を見なければわからぬことになつてゐる。

その上今度の選挙法改正要點である選挙公營は、府縣會選挙には行はないのだし、不在者投票の方は行ふが、その規定は全部府縣制にはなくて施行勅令の方に譲つてある。又選挙運動の現實には頗る重要な選挙運動の爲に使用する勞務者が徽章をつけてゐなければいけないとか、文書圖書の様式制限、選挙期日後の挨拶の禁止といふ様なことは、衆議院議員選挙運動等取締規則といふ内務省令できまつてゐるのである。それ故にこれらの諸法律規則を全部見渡し、整理して見ないと、意外な誤解や缺陷を生ずることになるのである。

選挙人名簿の調製はどうだとか投票所の設備はどうするかといふ様な、選挙事務の方はその道の人に任せておいてもよいとしても、現實に投票をする選挙民としては投票はどうするか、どういふ投票が無効にされるのかといふことは知つてゐなければならぬし、選挙運動に關しても、俺は選挙事務長でもなければ、選挙委員でもないから關係がないなどと思へば大間違ひで、選挙運動は選挙事務長と選挙委員でなければしてはならぬといふことは、普通一般の者が選挙運動をすれば罪になるといふことになる。

戸別訪問は勿論、往來の眞中で遇つた友達に、今度何某が立候補したからよろしく願ふといつ

てもいけないし、これを電話で頼んでもいけないといふのだから、如何にも普選法は選挙に觸れぬに限ると規定し、『觸らぬ選挙に祟りなし』といふ諺を新に拵へたやうなものである。

そこへもつて来て選挙肅正運動が『選挙に勝る肅正なし』などといふ標語を作つて、これをポスターに仕立て、貼り廻すのだから、選挙人が畏縮するのも當然であつて、選挙人に手も足も出ない様にしておいてからに、棄権をするなどの通牒、それも前の様な狩り出しを警察官や役場員にさせてはならぬといふのだから、地方の当局も、選挙人と共に手も足も、下手には出せないで困つてゐるわけである。

この事は一方においては、今の選挙法が既成政黨本位に出来てゐて、政黨の舊來の選挙地盤を保護し、新興政治勢力の進出を妨げる意味があると共に、他方には選挙運動は悪いことをするものだから、大體においてなるべくその活動を制限する。良民は選挙運動には近づけないに限るといふ考へから出来てゐるのであつて、これは選挙肅正運動が成功して、選挙界が浄化され良民が選挙界に打つて出る時代となつたならば、到底このまゝでは置けないのである。もつと選挙人が伸び、と我等の代表を押し立て、正々堂々たる選挙運動が朗らかな氣持で出来るやうにしなければならぬのである。

それ故に選挙肅正運動は當然選挙法改正運動に進展しなければならぬ運命をもつてゐるのであ

るが、それは目前の選挙には間に合はない。窮屈でも現行法規に縛られて、許された範囲において選挙運動をし、選挙運動に抵觸しない様に選挙肅正運動をし、候補者の推薦も立候補前の選挙運動にならない様にし、餘り結構な候補者が立つてゐない選挙区でも、新しい候補者を立てる力がなければ、少しは益しだらうと思ふ方に投票する外ないわけになる。

内務省としてもたゞ選挙は神聖だ、投票は貴重だ、選挙は國民の權利にして義務だから、棄権してはならぬと宣傳しても、猫に小判を與へ、眞珠を豚に與へる者がないとすれば、清い一票であればある程溝の中に投ずるわけにはゆくまいし、貴い一票ならば尙更、塵溜に棄てることを強ひるわけにはゆくまい。のみならず棄権の原因としては、選挙法規を罰則ばかりで脅す傾向があるので、『選挙に勝る肅正なし』といふ様な態度が、海千山千の選挙ブローカーを威嚇するよりも先に純粹無垢の選挙民の方に作用して、選挙運動にも近よらないは勿論、投票所にも近よらなくさせてしまふといふ點を考へなければならぬ。

何も一日半日の手間暇をかいて、投票しにゆくにも當るまい。わざ／＼投票にいつて、却て狩り出されたためだらうの、買収されたのだらうなどといふ嫌疑をかけられては馬鹿々々しい限りだからである。それ故に選挙嚴罰を選挙民には振り廻さない事と共に、選挙法規をもつと親切に教へてやることを官民共に考へなければならぬ。

議員候補者、選舉事務長、選舉委員でなければ演説と推薦狀の外の選舉運動をしてはいけないとか、立候補届出前には誰もが一切の選舉運動をしてはいけないとか規定してあるが、然らば選舉運動とは何かといふ事は、法文にはきめてないので、いろいろの疑問が起るのだが、大審院の判決から定義を引出すと、議員候補者の爲に當選を斡旋する一切の行爲が選舉運動で、その行爲が適法なると違法なるとを問はない。一定の議員選舉で一定の議員候補者を當選せしむべく投票を得若くは得せしむるに付、直接又は間接に必要且有利なる周旋、勧誘若くは誘導、その他諸般の行爲をなすことを汎稱するものだといふ、可なり廣汎な觀念なのである。

それ故、選舉期間になつてからの選舉肅正講演がやゝともすれば、一定の議員候補者の投票を得しむるに付間接に誘導するといふ程度の事になる處は十分にあるだらうし、選舉肅正委員が選舉に出馬すれば溯つて立候補前の選舉運動をしたといふ疑ひをかけられることは、有り得べからざることではない。

立候補前の選舉運動を禁止する規定は今度の改正で新に加へられたのであるが、從來からも立候補届出前には法定運動者が不在から一般の選舉運動が出来ないことについては議論がないが、

第三者でも行ひ得る演説と推薦狀による選舉運動をしてもいゝかどうかについては、内務省側は法定運動者がなければ第三者もあり得ないはずだといふので、立候補前には演説や推薦狀による選舉運動でも一切いけないものと解釋し、これが選舉運動者を制限し、選舉期間を短縮した法律の趣旨だと主張してゐたのであるが、大審院の判例は、『演説又は推薦狀に依る選舉運動は候補者の立候補届出前に之を行ふも違法に非ず』とした。

これは法文が演説又は推薦狀による選舉運動の時期に就ては特に何も規定してゐない當然の結果と解するからであるが、それでは選舉運動の時期を短縮して選舉運動費用を節減しようといふ法律の趣旨が貫徹ので、改正法はこの點を明かにして、立候補届出後でなければ一切の選舉運動をしてはならぬといふことにしたのである。これは一方には實質上の選舉運動をしておいて後から立候補の名乗りを上げる從來の脱法的方法を取締る上からも來てゐると思ふが、目下の檢舉數を見ても、新しく選舉界に打つて出る人や、純眞な青年でこれに引かゝる者の多い憂ひは大にあるやうである。

そして又、この立候補前の選舉運動と立候補準備行爲との區別も非常に六ヶ敷いといふことが更に厄介を加へるのである。例へば選舉肅正運動の効果に就ての二つの心配は、棄權の増大と、無投票當選制の濫用であるが、この二つに對しては、選舉人側が不信用の政黨候補者だけしか出

てゐない選挙區に新に候補者を立て、選挙を争ふことでなければならぬのだが、その時にこれが邪魔になるのである。

無投票當選の制度といふのは、立候補を届けた『議員候補者その選挙における議員の定数を超えざる』ときはその選挙區においては投票を行はず『選挙長は選挙の期日より五日以内に選挙會を開き議員候補者を以て當選者と定むべし』といふことになつてゐるから、選挙肅正運動に對する既成政黨側の對策として、お互に候補者数を定員内に止むべく協定して、競争を避け選挙運動費用を少くすることに努めるといふことが行はれる形勢があるのである。

これがために、他人の議員候補者たること若くは議員候補者たらむとすることを止めしむる目的を以て、之等の人に對し所謂斷念料を出したり次の期の議員を譲る約束をしたりすれば、選挙犯罪を構成し、四年以下の懲役、若くは禁錮又は三千圓以下の罰金に處すといふことになるが、かういふ尻尾を出さずに海千山千の狐と狸が相談する術もあらうし、個々の候補者に就てやらずに政黨同士が一般的の協定をすることによつて、その目的を達することも出来るのである。

かういふ形勢が見えたら、『選挙の期日前七日目まで』なら、議員候補者自らその届出をなすか選挙人名簿に登録せられたる者なら何人でも推薦届出が出来るから、府縣會議員選挙の場合なら二百圓又は之に相當する額面の國債證書を供託して届出ればよいが、そんな場合に政黨なら公認

候補の銓衡が自由に出来るのに、個人の推薦者の場合には方法が非常に困難になるを免れない。大審院は昭和三年にも『或人を議員候補者として推薦する際に單に推薦者として推薦狀に加名せんことを勧誘するは法の禁する所に非ず』と判決してゐる。たゞ其の勧誘を利用して投票を得しむる目的ですればそれが選挙運動と認められるといふのである。

選挙人が彼等の代表者を選出するに就ては、候補者と選挙人の間にもつと密接に互に理解し合ふ機會をもたせる方が至當であつて、汚れたものに觸れさせない様な態度で、お互に遠くから睨み合せてゐるのは面白くない。殊に政黨から押しつけられる候補者に嫌が應でも投票しなければいけないといふ様に、選挙人が積極的にその代表者、本當の選良の資格ある人を押し立てるのに遠慮しなければならず、金を積まねば出来ないといふ様な現制度は、早く改める必要があることを肅正運動の進展と共に沁々考へさせられるのである。

三

議員候補者、選挙事務長又は選挙委員に非ざる者の選挙運動を、所謂第三者の選挙運動といつてゐるのである。前には選挙委員の外に選挙事務員が加つてゐたが、この兩者の區別は實際上殆どなく又區別の實益もないので選挙事務員といふものを認めず、選挙運動の爲に使用する勞務者

といふものを新に認めたと、之は勞務を提供するだけで選舉運動は出来ないものである。

そして又選舉運動のため使用する勞務者として選任された者以外の者は、選舉運動のため勞務を提供することを得ないことになつたので、従來の様に勞働組合員や青年團員が、有志として各般の機械的勞務に従事し、選舉運動を助けて來たやうなことは出来なくなつたのである。

選舉運動に關する機械的勞務といふのは、推薦狀の封筒書きとかポスター貼り、ビラ配りの様な仕事である。これらの仕事をする勞務者は警察署の検印を受けた一定の徽章を見易き個所に着用してゐなければならぬ。そしてその數は、衆議院議員選舉では議員候補者一人一日につき三十人以下であるが、府縣選舉では、選舉區により十五人以下或は十二人以下と定めてゐる。

但し議員候補者の家族が封筒書を手傳つたとか、雇人が演說會のビラ配りをしたとかいふ様な場合も含まれたのでは制限の程度を超えるので、「議員候補者と同居する親族家族及び常備の使用人はこの限にあらす」といふ但書を付したのであるが、これ等の人も選舉運動の手傳をする以上は勞務者の徽章を着用し號數の上に「特」と記載することにして十五人或は十二人の數の中に入れないことにした。

然らば第三者が演說會又は推薦狀による選舉運動をする場合に、それに関する勞務を提供する者はどうか。これらのものに對しても選舉事務長の選任した法定數内の勞務者でなければいけな

いとすれば、事實上第三者の選舉運動には勞務者を使つてはいけないことになる。或はこれを無制限に許したのでは、選舉運動勞務者を法定して選舉事務長に選任の責を負はせ且その員數を制限した趣旨を没却するものだから、規定が第三者運動の場合を除外してゐない以上は、勞務者の制限は第三者運動にも及ぶと内務省は解釋するが、それは無理であらう。寧ろこの場合は第三者でも演說と推薦狀による選舉運動はしていいのだから、況して演說會の下足番とか推薦狀の表書きを禁止されてゐるわけではないのだが、それでもいけないといふのなら、第三者に使用されて勞務を提供するとせず、自己の責任において第三者に許されたる選舉運動の補助をしてゐると解すればよいと思ふ。

たゞ推薦狀の文章を書いたり文案を立てたりするのはよいが、推薦狀を配ることは、郵便の外はいけないので、演說會告知の引札の如きも、道路において通行の選舉人多數に對し各別に交付するのは個々面接罪を構成する虞れないといへなう。

この第三者の選舉運動は演說又は推薦狀によるものに限ることは以前も同じことであつたが、改正法ではそれに「命令の定むる所に依り」といふ文字がはいつてゐるので、一見新に制限を加へられたかの如くに考へられるが、施行勅令によつて加へられた制限は、

一、選舉人に對し戸別訪問を爲し又は連續して個々の選舉人に對し面接し若しくは電話に依り

通話を爲すことを得ず

- 一、演説會告知の爲にする場合を除くの外新聞紙又は雑誌を利用する事を得ず
- 三、演説又は推薦状による選挙運動をなすにつき強ひて議員候補者又は選挙事務長の承諾を求むることを得ず

の三項目であつて、第一は演説があるから聞きに来て下さいといつて連続して方々へ電話をかけたり推薦状に名を列ねてくれといつて戸別訪問したりしてはいけないといふ意味で、第三は豫め文書による承諾を得ればその實費の辨償を受くることが出来るから、演説會をするといつて選挙運動費用を引出したり嵩ませたりすることを防がんがためである。

それ故に所謂第三者が正々堂々と演説や推薦状による選挙運動をすることの自由は、少しも制限されたわけではない。たゞ一般的に選挙演説會の出演者数を四名以下に制限し議員候補者又はその代理人出演せざる時は三人以下としたから、第三者主催の演説會などは大方三人以下といふことになるだらう。

又選挙文書については新に定められた選挙公報を發行する区域では、演説會告知の文書と第三者の推薦状と、無料郵便の外は、選挙運動のため文書圖書を頒布することを得ないことになつたが府縣會選挙では選挙公報を發行しないのだから、頒布してもよいのであるが、地方議會議員選挙

運動等取締規則によつてこれらの文書を頒布するのは郵便でなければいけないとか、表面に氏名及び住居を記載すべしとか、演説會告知のための使用文書は二度刷又は二色以下とし、張り札は長さ九十四種、幅六十四種以下、數は演説會一個所に付き三十枚以下で、演説會所轄の警察署の検印を受けなければならず、その他選挙文書を航空機で頒布したり廣告氣球で掲示してはいけないといふ様な制限に服するのみである。

四

問題になるのは、第三者が選挙違反を監視することが適法であるかどうかである。青年團員が鞆を持つて來た候補者や運動員を尾行して投票買収を行はせしめなかつたとか、婦選同盟の人々が、「前科者候補と腐敗運動者を入れないやうに致しませう」と家庭へ警告をするといふやうな事は今迄もして來たことだし、選挙肅正運動となれば一層方々で行はれることと思はれるが、從來の大審院の判例によると「議員候補者をして當選を得せしむる目的を以てその地盤に對する反對派の侵蝕を監視」することも「他の候補者の運動員の動靜を監視する行爲」も選挙運動だといふことになつてゐるから、第三者はしてはならないことになる。

しかしながら「選挙運動の形勢を視察する行爲」も選挙運動に該當するといふやうなことにな

ると、選舉事務に係る官吏及び吏員がその關係區域内において選舉運動の形勢を視察する行爲も、警察官が「正當の理由なくして議員候補者選舉事務長若しくは選舉委員に追隨し、その居宅若しくは選舉事務所に入入る等その職權を濫用して選舉の自由を妨害したるときは四年以下の禁錮に處す」といふ罰則に觸れない場合でもなほ問題になり、又選舉情勢の報告をとる事は禁ぜられてゐるとはいへ、「運動員の動靜を監視する行爲も選舉運動なり」といふのでは、關係區域内で選舉運動をしてはならぬといふ規定と、選舉取締の職權行使がどういふことになるか。これが反對に選舉に關し「故意にその職務の執行を怠り」といふことゝなつて「四年以下の禁錮」では、選舉取締官憲の立つ瀬がなくなるわけである。

この事は程度の差こそあれ、純眞なる青年等の選舉肅正運動として、選舉違反監視をする場合にも起る問題である。これも程度を越せば弊害が起る虞れがあるが、選舉違反を防止して選舉界の淨化を計るには、どうしても民衆警察の力をからなければならぬ。

例へば「議員候補者をして當選を得しむる目的を以て其演說會における妨害を排除し演說の遂行を完うせしむることは一種の選舉運動なり」といふ大審院の判例があるからといつて、選舉演說會を彌次り倒し妨害に來たものを制止することも第三者に出來ないといふのは、餘りに窮屈ではないか。それよりも寧ろ演說會の監視は聽衆に任せて、警察官の臨監を排し、演說妨害の排除

や、演說による利害關係誘導その他の不法行爲の摘發などは、公平なる第三者に任せ、警察力をもつと惡質なブローカーの買収取締に注ぐ方が、取締の實效を擧げる所以である。晝から晩まで演說會に臨監して疲勞するため、夜中の惡質潜行運動の方を取締れない實情は、決して賢明とは思へない。

地方長官が議員候補者と選舉事務長を集めて申合事項を誓はせると同時に、選舉人一般に對しても、どうすれば選舉違反になるか、どの程度迄は選舉違反の監視なり、不法選舉運動の排除をしてもよいか、進んでどの程度迄は民衆警察として、選舉監視の助力をすべきであるかを指示して、選舉肅正運動に協力してゐるつもりでやつてゐることを、既成政治家側から告發されて罪に問はれるといふやうな事なからしむる様に努めなければならぬ。

選舉運動費用が法定額を超過すれば、當選無効だといふことに定つてゐるのに、誰もが選舉運動の費用は法定額範圍内で済むとは思つてゐないのは、怪しからんことである。それは一つにはこれによる當選無効の訴訟が「選舉人又は議員候補者が當選者を被告として當選の告示の日から三十日以内に控訴院に出訴」といふことになつてゐるために、選舉費用の超過といふ様な事は證據が中々捉へられぬし、控訴院といふ様な上級の裁判所へ出訴といふ事が、何となく億劫で普通の人は近づき難い爲である。

改正法が連座訴訟については検事が職権として付帯公訴を提起させる様にしたのを、何故に費用超過に及ぼさなかつたかを怪しむのであるが、これは他日の改正に任せるとして、現在の規定においてこの選挙運動費制限を徹底させる方法を考へなければならぬ。それには選挙公正委員会の活用といふ様なことも考へられるのではないか。

選挙運動の費用は選挙事務長でなければ支出することは出来ず、然も選挙運動の費用ならば合法的のものも違法のものもこれを悉く帳簿につけておかなくてはならぬ。そして選挙がすめばその期日より十四日以内に選挙運動の費用を精算して地方長官（東京府では警視總監）に届出るので、地方長官はその精算された選挙運動の費用を告示し、精算届書を一ケ年間保存しておかなければならぬ。選挙人又は議員候補者は、選挙費用超過で當選無効の訴へを起し得る期間、即ち當選告示の日から三十日の間に限り精算届書の閲覧を求むることを得るから、怪しいと思つたら精算届書をよく調べて訴へ出ればよいわけである。

この選挙運動費用の精算届出書を、地方長官を會長とし、検事も警察官も、選挙の事情に通じてゐる政治家も、中立の立場にある人もゐる選挙公正委員会で比較調査して、報告を發表することにしたらば、虚偽の記載を發見し防遏することも出来て、選挙運動費用制限の意味も、精算届書提出告示の効果も擧がり、選挙法規の尊重、選挙界浄化の達成に最も力があらうと思はれる。

五

改正選挙法の疑義について、政黨側からの質問と、これに對する内務省、司法省の回答を見ると、選挙運動殊に立候補前の選挙運動といふものゝ解釋は、選挙の實際において如何にも面倒が起りさうなものである。その事は前述した所であるから再び繰返さないが、政黨の選挙運動といふものを、選挙法が正面から認めてゐないために、一方には政黨による脱法的違反行爲を取締り得ないと共に、他方には政黨が自らの任務である選挙運動を戦々兢々として行はねばならぬといふ矛盾を、こゝに指摘する必要があると思ふ。

實際の選挙戦が政黨の選挙戦として行はれてゐるのに、選挙法は個々の議員候補者が、一騎打ちで名乗りをあげて、選挙を争ふものとして、凡ての規則を定めてゐるのであつて、選挙法のことにも政黨といふことは書いてないのみか、その存在をわざと無視してゐるかの如くである。即ち政黨の選挙運動は、議員候補者、選挙事務長、選挙委員にあらざる第三者の選挙運動としてのみ取扱はれてゐるのである。それだから政黨は演説か推薦状によるに非ざれば選挙運動は出来ないうことになつてゐるのであつて、そのためにこの規定の適用については、常に無理があり、虚偽と假装が出て来る結果になるのである。

例へば今度の疑義解釋でも、候補者自ら政黨の公認を求むる行爲は立候補準備行爲として差支ないが他人が議員候補者の公認を求めるときは立候補者の選挙運動として處罰されるとか、政黨がその黨の公認候補者名を新聞廣告するのは勿論、公認の結果を黨役員に通知する行爲と雖も、立候補届出前だと違反になるとか、黨主催の演説會で政見を述べた後我黨の候補者に投票すべしと述べても、多くの場合は違反だといふ様なことは、政黨といふものが、結局においては選挙において多數の黨員を當選させることを目的とする政治結社であることを考へたなら、これを議員候補者と無關係な所謂第三者として扱ふことは、餘りに滑稽ではないかと思ふ。

この事は反對に、政黨側が選挙法の裏をかくことにもなつてゐる。例へば總選挙を前にして政黨が地方大會を開くことは常例だが、その大會の決議が、その地方の治水の完成を期したり、某々港灣の修築を期したりすることもまた常例といつてよい。そしてその大會の決議の記憶が薄くならぬ内に、某々議員候補者をその政黨が公認するのだから、若し中立候補がそんな事を演説したら、地方的利害關係を以て誘導をなしたものととして、『三年以下の懲役若しくは禁錮又は二千圓以下の罰金』に値するものを、政黨なるが故に勝手に行へるのである。又それが行へないやうなら、選挙前後には政黨はその存在要件である政治運動を行ふことが出来ないといふ不合理が生ずるのであるから、當然の事といへるが、それでは選挙法が如何にも、各候補者の選挙運動の機會均等

主義を尊重してゐるといふ建前が根柢から崩れてしまふ。

その事は「内務大臣は選挙法に所謂選挙事務に關係ある官吏と解すべきものに非ざるを以て内務大臣なる肩書を付して署名したる推薦状を送付することは違法にあらず」とする内務司法兩省合議の解釋は、政黨内閣で内務大臣が政黨員であつたからこそで、恐らく今の内務大臣はしないことであらうが、「選挙事務に關係ある官吏及び吏員はその關係区域内における選挙運動をなすことを得ず」これに違反したる時は、「六月以下の禁錮又は三百圓以下の罰金に處す」といふことになつてゐて、知事や市長のその關係府縣市における推薦状の發送を、選挙の公正のために禁じてゐるのに、内務大臣なら内務大臣の肩書でどこへ出していいといふのは、納得しかねることであらう。

其外政黨がその政治運動として行ふ演説會や、政策表示のポスターがどういふ關係に立つのか選挙運動費用の額を制限して届出を命じながら、政黨の選挙運動費用が無制限に放任されてゐるのは勿論、選挙に關する黨費公開といふ様な事も行はれてゐないからこちらの方の大穴からの出入は自由自在に行はれてゐるわけである。いやそれは穴ではなくて、例へば岸の一方だけは目の細かい網を張りその一々の穴に番人をつけて、無智な雑魚の引かゝるのを捕へてゐながら、沖の方には網も何もないから、大魚は悠々として法網を尻目にかけて游泳してゐる様なものなのであ

る。これが實は選舉法の威嚴を傷ける事大きく、ひいては選舉そのものに對する疑念を懷かせ、政黨政治は勿論議會政治への不信を醸させる原因をなしてゐるといつてよい。政黨が候補者を立て、選舉を争はせてその多數を得ることによつて、政權をとり或は近づき、その政策を行ふといふ建前になつてゐるのに、その政黨の選舉運動といふものを見て見ぬ振りをし、それを表面から認めないためにウソや拵へ事をしてゐるのは馬鹿氣てゐる。今の所では、選舉の實際と選舉法規とを見比べて見ると、個人競技である拳闘のルールで、團體競技である野球を審判してゐるやうなものである。しかし事が事だけにそれを滑稽だと見過ごしておくわけにはゆくまい。

選舉法改正の眼目

一

選舉法の改正が議せられてゐながら、とかく選舉肅正運動を逆轉せしめようとする方へ黨人の考が流れ勝ちで自肅自戒の實が顯著でない一方に於て、閣内からさへ制限選舉復活論などが飛び出すのは困つたものである。しかしながら平生文相が普選が失敗だとし、教育資格による制限をしなければいけないといふのは、普選と共に早く始めなければならなかつた公民教育政治教育を怠つてゐたことに對する歴代政府の責任特に文政當局の怠慢を攻撃する點に於ては意義がある。

これは軍部方面で唱へる家長選舉戸主選舉と共に、普選法制定當時試験濟の落第議論である。現在の民法が認める戸主制度がたとひ日本古來の家族制度といふものを保存してゐるにしても、戸主だけに選舉權を與へることによつて何故に家族制度が保護されるかはわからないどころか、或は家族制度破壊の反對効果が現はれないかといふ虞れさへあるのである。又教育制限などと

いつても眞逆に一定の學校例へば中等學校卒業といふ様なことを以て資格として、苦闘獨學の青年を排斥する理由はなく、選舉權を與へるための國家試験も考へられないから、これは軍部でいふ兵役義務終了者のみに選舉權を與へようといふ議論よりも一層實行不可能である。況して既に與へられたものを奪ふのはさう易々と出来るものではない。選舉界肅正廓清には他に途がある。普選失敗の善後策は制限選舉への逆轉ではなくて普選徹底の選舉權擴張である。

普選法制定の場合すでに年齢低下の問題があつたのだが、實際に於て選舉年齢の二十五歳が二十歳になつてゐたらば、選舉腐敗は却つて防げたかも知れぬ。二十歳の者が政治教育に於て未熟で思慮分別が無いよりも、現在の農村においては六十歳以上の者の選舉權行使についての知識は不足してゐて棄權或は誤用の危険が多いことは慥かであらう。兵役法上民法上の成年と選舉法上の成年期と一致させない理由に乏しいが、これは婦人参政權の問題と共に大きい問題であるから他の機會に譲つてこゝではもつと技術的な枝葉末節の論を進めて行かう。それは缺格條件の整理であるが、昭和六年九月十五日現在の調べで缺格者總數は五萬三千四百四十人であるが、刑餘者や禁治産準禁治産の如く裁判所の宣告により戸籍についてるものは正確にわかるからいゝが、公私の救助又は扶助を受ける者七千三百八十七人や住居不定者七千五十六人といふ様なものは、調査に手間どりそれ程効果はない。有權者千人に一人位のこれらの者が加つてゐることとどれだけ選

舉權行使に危険があるか。少くもその選舉人名簿作成の手續だけから見てもこの様な手間のかかるだけで役に立たぬ缺格條項などは廢止するに若かぬのである。破産者三千二百人に於ては勿論刑餘者でも實は刑期を終へた短期自由刑の者をなほこんなことで前科者扱することは免囚保護の刑事政策上如何かと思はれる。選舉法罰則の効果として選舉權に制限を加へるのは別の意味でいゝが、選舉權は國民の資格に於て原則的にもつものとして、これら缺格條項の整理と共に、華族の戸主や現役軍人にも選舉權と被選舉權を與へて、たゞその行使について多少の制限を加へ、當選したる場合貴衆兩院議員を兼ねられぬとか、一定官吏と同じく現役軍人は議員たることを得ないことにして、議員たるがためには當選承諾前に辭職することを條件にする位でよいのではないか。これが却つて軍人と政治との關係を調和せしむる途ではないかと思ふのである。

二

選舉人名簿の調製に就てはもつと費用と手間の上から實際的に考へてよいのであつて、地方自治のためには公民として二年以上の住居を必要とするから、衆議院選舉とは別にしなければならぬなどといふ理窟倒れの無駄はしないがよからうと思ふ。そして衆議院の場合でも住居期間を六月以上とする必要は左程ないので、苟も調製の技術上必要なだけの期間があればよいのである。

恐らく其の日迄引續六月以上ゐたかどうかの正確な調査は出来ないで、それが一定の住居として認められる場合には偶然その日から六月以上であつても、五月以下でも、二月或は三月でも同じではないかと思はれる。これも全く技術的に必要なだけにしてをけば、餘程調査の費用と手間が省け却て正確さを増すことになるのである。

又此の選挙人名簿の確定までの手続でも、名簿の公開縦覧といふ様なことは事實出来ないで選挙人がわざわざ見に行くものでもなく、又いつたら到底それに應ずるだけの設備を市町村で出来る筈のものではない。いはゞ公開しても選挙人は縦覧に来ないであらうといふことを豫定してゐるのである。しかし選挙人としては名簿に登録されてあるか、脱漏誤載がないかを確かめる必要は大にあるのであつて、名簿調製者が職權調査によつてこれをなすつゝ、選挙人側の協力を得んとする法の精神はこれを貫く必要があるから、何とか可能有效の方法を案出する必要がある。それには九月十五日現在（これは國勢調査との關係もあり十月一日現在とした方が各種の統計を比較する上からもよいのではないか）で名簿を調製した場合に、寫二通を地方長官に提出する代りに、先づこれの副本によつて印刷するのである。選挙の際には議員候補者にも交付する慣例になつてゐて、どうせ印刷するのであるから、これが十月三十一日と十二月二十日の確定までの間にさう變るわけではないのだし、秘密にしてをかなければならぬものでもなし、此の時に、

印刷して一般に賣り出すなり、町會や町村内の區まで位に頒布して、誤を訂すやうにしたならば、名簿縦覧訂正の形式的な實效のない手續よりも餘程よいと思ふ。そして脱漏誤載修正の手續は現行法通りとして、修正の旨を申立人及關係人に通知し併せてこれを告示すると共に、印刷して名簿を訂正するのである。さうすれば此の名簿は議員候補者が選挙郵便を差出す時の役に立てるのみならず一般の住所録として役に立ち買求める人も多からうと思ふ。そして無料配達選挙郵便は、一々住所書きをしないで、廣告郵便の様に集配人がこの選挙人名簿によつて配達してゆく事にすれば、選挙費用の大きい部分をなす封筒表書きの費用が節約出来るわけになる。

三

現行選挙法改正の眼目といへば、何といつても選挙運動の取締問題を中心とするのである。選挙方法そのものゝ改正も大きい問題には違ひなく、殊に比例代表制の如きは、昭和五年、濱口内閣の衆議院議員選挙修正審議會の時分からの懸案であり、齋藤内閣に至つても法制審議會に諮問して適當の成案を得なかつたに拘らず、政府はその参考案を採用して比例代表を含む選挙法改正案を作成したが、樞密院の異議のために第六十五議會に提案した案からは之をぬいたのである。比例代表制を採用するならば選挙區制も違つてくるし、選挙運動も、従つてその取締規定も變る

のであるから、この採否を先づ以て決してからでなければ、今やつてゐる選挙法改正の審議調査も無意味になるのであつて、今やつてゐるのはいはば比例代表などといふことはやらぬことにきめ、何もかも大體は現行法のまゝにしてをくことを前提して、その小さい缺陷をいちくり直さうとするに過ぎないのである。

比例代表の手續が複雑だといふことは實行困難を意味せず、選挙人の手数としては寧ろ簡單になる位のものであるがしかしこれが採否を輿論に問ふことになる、それがどういふものであるかどういふ意味と効果をもつか、方法は如何といふことを一般に納得させる様に説明することは複雑であり困難であることは疑無いのであるから、その點からいへば餘程の理由と動機がないと實現の機會は捉へにくいのである。例へば新興少數黨が躍進して出て來た時代に、小選挙區制ではその得票数に比して當選數が著しく少ないといふ不公平をまさしくと示し、死票多くして民意を眞に代表することが出來ないことを切實に感ぜしめた結果、これでは比例代表を採用する外ないといふ意見が行はれれば、一般民衆もわからぬ乍らこのまゝではいけない比例代表だといふことになる。又我國の比例代表制採用意見は専ら選挙界廓清の手段として個人的競争を無くさなければ、到底この買収本位の腐敗選挙は直せないといふことに發して勢をつくつたのである。しかしいづれにせよ政黨政治といふことを認めての議論であり、政黨政治華かなりし時代でなければ、

何といつても政黨本位の選挙制度なのだから、今日の時勢で樞密院あたりが不賛成を唱へれば中これを打破して進むだけの勢ひをつくれるものではなからう。

それに三百も種類のある比例代表制だから、あれのこれのと長短を争つてゐては中々きまるまいし、こゝでどれがいゝといふ意見を述べるとしても、一應は比例代表制のABCから説明してかゝらなければならぬから面倒なことになる。齋藤隆夫案でも何でも一つ具體的な案が一般に是認されてそれが論議の中心になる位にまでゆかないことには、問題は具體的になつて來ないのであつて、本稿でもその重要性を認め選挙法改正の中心問題であることを知りつゝも、現在調査會等で問題になつてゐる點に觸れてゆくには、比例代表制に引つゝかつてゐたのでは根本的に立場が變つてしまふのだから、打合はす刀の刃が合はないことになる。比例代表制を論議する場合には、比例代表の論として發足しなければわかり難くもあれば、この問題をもちこむと今の選挙法の規定に本づく改正論は成立たなくなる、暫くこれを措いて他の議論に移る所以である。

四

扱て選挙運動取締であるが、これに入るに先立ち先づ最近總選挙における選挙犯罪種別表を見よう。

選舉事犯被告人犯罪別表(昭和十一年司法省調)

詐欺登錄(一一一條)	三
選舉人運動者ニ對スル買収(一一二條)	九九二七
買収(一號)	二四七二
利害利用誘導(二號)	四四
事後報酬供與(三號)	五九
以上ノ行爲ノ受諾要求(四號)	七二四五
買収ヲ目的トスル交付(五號)	七七
以上ノ周旋勸誘(六號)	三〇
選舉關係官公吏買収	七一
選舉ブローカー處罰(一一二條ノ二)	八八
圖利買収(一號)	三
圖利買収請負(二號)	八四
常習買収(一一二條ノ二第二項)	一
立候補妨害ノタメ買収(一一三條)	四
暴行威力拐引(一一五條一號)	六

交通集會演說妨害(一一五條ノ二號)	三二
利害關係利用威逼(三號)	一
官公吏被選舉人氏名投票表示要求(一一六條二項)	一
被選舉人ノ氏名表示(一一七條)	一
投票關涉(一一八條)	一
投票函侵害(一一八條後段)	一
當選ヲ得又ハ得シムル虛偽事項公表(一二六條一號二號)	一
不正投票(一二七條)	一二七
投票ノ偽造増減(一二七條三號)	三
届出前ノ選舉運動(一二九條九五條ノ二)	二九
第三者ノ選舉運動禁止違反(九六條)	五一七
個別運動(九八條)	九六六
文書圖書ノ頒布(九八條ノ二)	五五
事務所數超過(一三〇條九〇條)	二
非選任勞務者ノ勞務提供(九六條第二項)	四八
出演者數超過(九八條ノ三)	二
第三百三十一條違反	三六

關係官公吏ノ選舉運動(九九條第二項)	一一二
運動用文書圖書命令違反(一〇〇條)	一二
運動費用不法支出(一三四條)	二四
精算届不備(一〇六條)	四
規則違反	二九
計	一一、一〇三

これを被告人の資格によつて分ければ

候補者	九二
候補者タラムトスルモノ	四
候補者タリシモノ	八
選舉事務長	一二六
總括主宰者	一三
選舉委員	一七五二
勞務者	一一〇
選舉人	九三五四
非選舉人	四五七

といふことになる。即ち選舉人と選舉權を有せざる一般人民が一萬二千人の内九千八百人を超えてゐるのである。而してそれが如何なる罪によるかといへば、第一百十二條ノ一第四號によるもの即ち買収等の受諾要求が最も多く、選舉人六、一〇〇、非選舉人一九五であつて、これに次ぐのは戸別訪問その他による選舉人八五七、非選舉人四一、第三者運動の選舉運動禁止規定に違反したる者の選舉人四七〇非選舉人二三である。

これでは選舉肅正運動によつて選舉犯罪の如何なるものを検事や警察官その他の講師によつて説明され、實際に『檢舉に勝る肅正なし』といふやり方でやられたのでは、選舉民大衆は萎縮せざるを得ないだらう。九千八百人の起訴だから、警察に引張られた数は餘程多いと見なければならず、常習的選舉犯罪者ならばいさ知らず一般人民は警察に引張られたゞけで萎縮するのに十分で、しかもそれが常識や普通道徳觀で判断つかぬ形式犯の場合などは、裁判所で無罪にしてくれ、檢事が起訴しないからとて、人民は有難く引下つてばかりはゐられない。警察の御手数だけからいつても何とか制度法規の方から改めてゆかなければなるまい。

投票管理者
官公吏

一
一八六

選舉法の第十二條第四號といふのは、「當選ヲ得若ハ得シメ又ハ得シメサル目的ヲ以テ」或は「投票ヲ爲シ若ハ爲ササルコト、選舉運動ヲ爲シ若ハ止メタルコト又ハ其ノ周旋勸誘ヲ爲シタルコトノ報酬ト爲ス目的ヲ以テ」金錢物品其ノ他ノ財産上ノ利益若ハ公私ノ職務ノ供與、饗應接待ヲ受ケ若ハ要求シタルトキ」或はこれらの「供與の申込若ハ約束ヲ爲シ」此の如き「申込ヲ承諾シタルトキ」又は「當選ヲ得若ハ得シメ又ハ得シメサル目的ヲ以テ選舉人又ハ選舉運動者ニ對シ其ノ者又ハ其ノ者ノ關係アル社寺、學校、會社、組合、市町村等ニ對スル用水、小作、債權、寄附其ノ他特殊ノ直接利害關係ヲ利用シテ誘導ヲ爲シタルトキ」その「誘導ニ應シ若ハ之ヲ促シタルトキ」なのであるから、これを要求したり誘導を促したりした者に對して嚴罰を以て臨むのはよいが、選舉ブローカーや常習買収者などが専門的技術を以て誘導を爲したり、供與をしたりする受身の場合、被害者側の一般選舉人に對して同様の罰則を以て威嚇するのは、選舉人の自由明朗な選舉心を曇らせ、選舉行動を阻害するものといはなければならぬ。

選舉取締りはよろしく如何なる手段を以てしても投票を集め當選をかち得んとあせる議員候補者や選舉運動者に對してなさるべきであつて、所謂第三者である不特定多數の一般選舉人の行動を縛るのは面白くない。それだから投票買収の絶滅の爲に、買収した方よりもされた者を嚴罰に處することによつて此の惡習を撲滅しろといふ風な代議士側の身勝手な議論は、それこそ撲滅し

なければならぬ。

それだから所謂連座規定の徹底即ち但書の削除などは當然なさるべき改正であり、又買収の効果を明かにしたいためにあらぬ理由を云ひ立て、反對されてゐる混同開票なんかはどん／＼と實行しなければならぬ。又選舉運動費用の制限が果して不法の支出である買収費用的のものを取るに役立つかどうかは疑はしいが、いやしくも選舉運動費の節減が選舉界廓清に役立つ以上はこの超過は嚴密に取締られてよいのであつて、超過を當然視するが如き放言を公行せしむるは勿論、連座規定の方では檢事が公訴に附帯して當選無効の訴訟を起すことを要することに改正したに拘らず、選舉費用超過の方はこれが出来ずに、選舉人又は議員候補者が三百圓の保證金を積んで自ら訴訟を提起し、しかも議員候補者及推薦届出者が選舉事務長又は之に代りて其の職務を行ふ者の選任及監督につき相當の注意を爲さず、且つ選舉事務長又は之に代りて其の職務を行ふ者に於て、選舉運動の費用の支出に付過失ありしことを證明しなければならぬのだから、實際に於ては殆ど實用に適さない規定にされてしまつてゐるのである。故に之を少くも連座規定並に迄は改正しなければならぬのである。

そして選挙費用の節減と共に取締徹底の爲には公營の擴張をなすべきであつて、選挙公報や演説會公營のみならず、事實上選挙費用の大なる部分を占むる立看板と封筒表書きの費用を減ずる事を考へるのが有効適切だと思はれる。選挙公報の方は現在のまゝでは、地方長官の側の手間は大變なものだし、印刷校正配達までの手續の間に特に綴らないための枚數検査の困難等からも間違が多いのであるから、これを存置するとしても改正の必要があるが、一體三千字以内の政見等までを公報として責任もたせるのが無理なのであるから、これを候補者の氏名、年齢、寫眞、閱歴に限り一枚刷にして配る程度にし、若し政見や挨拶が入用なら、自筆或は邦文タイプの原稿を寫眞平版の單式印刷か何かでやる外はあるまい。しかし政見等は政黨の印刷物やポスターを復活し、挨拶抱負等は無料郵便の方に任せたがよいのであつて、無料郵便の方ももう一回ハガキに限り許すことにしたらどうか。そしてその配達は選挙區のどの部分かを一とまめにした表書無しの配達にするなら、その手數と費用も非常に省けるし、郵便官署の側でも左程の犠牲を拂はないでもよいのではないか。

演説會公營も各候補者一回だけなどとせず、立會演説の形式をとり、候補者、推薦届出者に對しては何回でも事實上出來得るだけの回數を隨意に出演せしめることにすれば、現在の如く出演人員を制限したり演説者の粒が悪くなつたりして聴衆が少なくなりつゝある場合殊に必要と思

はれる。又立看板であるが、あれは馬鹿々しい習慣で、しかもそれが倒れて往來の邪魔になつたのを動かしたからどうのかうのいふ問題まで起して、選挙を恐ろしいもの近付き難いものにしてゐる今日では、寧ろこれを廢して一定場所に掲示場を作り之を公營にした方が適切であり、無駄の費用も餘程省ける。そしてこれらの公營費用にあてる爲めには、國庫の負擔が幾分増すのはやむを得ぬが、候補者側にも負擔さすの意味で、供託金制度を廢して供託金に幾分増額しても適當な額を公營費用として立候補届出と同時に提出せしめるのである。これは無論途中でやめてもかへさぬことにしてよからう。又これらの立會演説會場なり、公營掲示場なりは、選挙當日の投票場と一致せしめるのであつて、大體公會堂とか小學校を以て之に充て、小學校の兒童の通學可能範圍なら投票の爲めにも不都合が無いと見なければならぬから、分教場も含めての小學校毎に投票場を設けることを原則とするのである。

投票場増設は此前の總選挙でも云はれてゐる程には行はれなかつたが、これも今の規則の様にやかましいことを要求されてゐては一寸場所だけを増すわけにはゆかぬ。人的物的設備をズツと簡單にすることが先決問題であつて、あんなに物々しくしないで氣輕に投票出來る様になければならぬ。不在投票制を認めても左程弊害がないのなら、今の投票場の設備だけを大業にするのは滑稽な位なのである。そして漁民などに限らずもつと不在投票制を活用せしむると共に、投

票時間も劃一的にせず實際に即し選挙のしやすい様にするがよいし、投票方法などでも他事記載の無効なんかはもう少し緩和するがよいし、立候補届出主義の現状ではこれを印刷して記號投票にする方がよいと思はれる。その順序などは届出順序によればよいのであつて、届出官廳への一番乗り競争など馬鹿々々しい事が行はれるかもしれないが、それ位は仕方無いではないか。

六

併し乍ら眼目は選挙の自由である。國民の政治的總動員であるべき總選挙に於て、大多数選挙民を選挙の「第三者」たらしめんとする現行選挙法の根本精神を先づ改變しなければならぬ。選挙を腐敗せしめた選挙運動者いはゞ常習的選挙違反者とこれを取締る取締り官憲との鬭争をのみ眼中において、選挙の主人たるべき選挙民を第三者扱ひにするところに全體としての誤りがある。選挙法においては選挙運動は悪いことであるかの如く觀念されてゐる。少くも取締りの對象として先づ觀念されてゐる。それ故に選挙民の大多数たる所謂「第三者」はなるべくこれに近付けまいとする。選挙は選挙する者とされる者との間に相識る關係を前提する。選挙される者を善いとか悪いとか、適當か適當でないかを、選挙する者が判断して投票するといふことが建前である。それ故に出来るだけこれを知らしめることを要し、知らんとする意思は尊重されなければならぬ。

これを知らしめんが爲の演説會も文書發送も保護されるのはその爲であり、それで金銭的條件によつて阻まれるのを防ぐ爲に公營なり無料郵便の制度がある。立看板の如きはたゞ姓名だけを知らしめるもので、此の事は立看板によつて辛うじて姓名の記憶を喚起する必要を意味するのだから却つて選挙の不純なるものを示してゐる位のものである。その點からはポスターの如く政見その他を現はしてゐるものゝ方が選挙運動としては意義があるのである。

此の點は戸別訪問についても云へるのであつて、一體選挙民と候補者運動員との接近諒解を刑罰を以て禁止するといふのは餘程可笑なことである。我國の制限選挙時代の特殊な選挙運動としての戸別訪問を知らないものには解釋し得ないことである。それには某々代議士の母堂や細君の戸別訪問なんかも反感をそゝるに力あつたと思ふが、候補者や運動員が米搗バツタの如くお辭儀して廻る不體裁や、選挙民側のこれが應接に堪へない事情もあつたとはいへ、戸別訪問がいけないなら途中で往來で遇つて『どうぞよろしく』と挨拶するのはどうだ、電話でそれをやつても同じだらうといふ様なことから、個々面接も電話運動も禁止といふ風に擴張されて來ると今度はその方の弊害がひどくなつて、往來で選挙の立話をして店頭で候補者の品評をしてもこれに引かゝるといふので、選挙期間は選挙の話は出來ないことになり、候補者の適否善惡については友人同志話し合ひも出來ないといふ有様、まるで中等學校の入學試験場の様な有様になつてしまつたの

では、選挙の明朗もなくなるし、本當に候補者の選擇についての検討の機會もなくなつて、選挙民の選挙に關する興味も失はれ悪候補がのさばつて良候補を追ひのけるグレシヤムの法則が行はれることにもなつて來るのである。それ故に戸別訪問禁止の規定の如きも、從來の米搗バツタ式の特珠の意味をもつ「戸別訪問」に限り、或は買収の機會に利用するものを取締ることにして、選挙民の選挙の自由を妨げることなからしめんことを期する必要がある。選挙肅正運動が相當効果を擧げていつた暁にはよろしく先づこの點を改正して、候補者の人物がトツクリとわかる様に選挙民と候補者の接近諒解を與へるべき機會を妨げない様にしなければならぬ。

又立候補前の選挙運動禁止にしてもさうである。一體三十日以内の選挙期間で立候補挨拶の文書と演説で候補者の判斷をして自分達の政治的代表者を選出するといふことには、その前から何等かの關係から選挙民が議員候補者を知る機會がありし事を前提してゐるものである。或意味からいへば選挙期間を三十日以内にきめた事は、立候補前に大體地盤の開拓が出來てゐる事を豫想しての事である。それは新代議士の選出を翹望されてゐながら肅正選挙が依然として舊代議士を當選させてゐたことによつて證明される通り、新顔候補の進出には損な様に出來てゐるのである。それが立候補前の選挙運動を禁止しては、取締りの便宜からいへばよからうが、選挙民の選挙の自由は餘程阻められる。選挙人が政黨の据膳をたべるもの、あてがひ扶持で我慢してゐるものと

いふことで、飽く迄選挙人を受身に考へてゐるからこんなことにしてゐるのであらうが、同時にそれは選挙民の選挙に對する積極的熱意を沮喪させて、選挙界に依然として魑魅魍魎を跋扈させる結果になるのである。候補者銓衡の會合はゆるすとか何とかいふ位でなく、苟も買収が伴はぬ限りは、選挙前の選挙運動を禁止せずとも選挙費用の計算について何等か方法を考へ、立候補届出後におけるが如き保護を與へないことにしたらばよい。この點は選挙公營の擴張によつて解決がつくのではないかと思ふ。

七

民意代表といはずとも、民意の暢達を圖らんとする選挙であり、議會制度であつて見れば、選挙法改正の眼目はこゝを見つめてなされなければならぬ。從來の如く選挙場裡が取締官憲と違反運動者との角逐場となつて、選挙民が息を殺し足音を忍ばせて投票しなければならぬ様な風は、根本的に吹き拂はなければならぬ。

一體言論出版集會結社の自由が立憲政治の基本的要求であつて、選挙に於ては選挙民の政治的自由は殊に尊重されなければならぬ。選挙の自由とこれを阻害し妨害するものの絶對的排撃が必要であつて、それを阻害するものが暴力であると權力であると金力であるとを問はない。投票買

收も選挙干渉もその意味で取締らなければならぬが、その目標が選挙の自由にあることを片時も忘れてはならぬのであつて、選挙を争ふものと選挙を取締るものゝ便宜と利益の爲に、選挙人その他一般人民の自由を拘束するが如きことは出来るだけこれを避けなければならない。

この見地に立つて現行選挙法を見るときには、既成政黨打破の普選運動を奪つて自家の都合のよい様に普選を作りかへた三派内閣と官僚との合作である感が深いのである。普選を人民の手に取り返すためには、法文の簡易化と共に、その内容を一般人民の常識と道徳とに一致せしむる必要がある。特殊な目的をもつ特殊の人々のみが關係する如き法律が専門化するのには致方ないが、法を知らざるを以て罪を免るゝことを得ない刑法や選挙法の如き法律に於ては、法文が一見してわかる様な簡單明瞭にして、しかも常識と一般道徳觀念から納得のゆけるものにし、又技術的部分に於ても一般民衆が理解し易からしむるものにしなければならぬ。そして民意暢達のためには選挙を面倒がらずに出来るものにしなければならず、そのためには繰上當選や無投票當選の如き便宜主義に墮して選挙の主旨に反する如きものは改め補闕選挙もその見地から考へ直し、解散も億劫がらずにやる様な習慣を作るべきである。政黨法認の問題もあるが、これは第三者運動の禁止的條項を改めることによつて、その限りに於ては差支へないことになるから、選挙法改正問題だけでいへばこれに觸れないで済ませられよう。

選挙肃正と政界革新

政界の廓清は選挙の肃正にある。それには異議を挟むものはないが、たゞそれだけでいふのかとなると、さうばかりはいへないし、またどうすれば選挙肃正が可能かといふ方法になると、各人いろいろの意見も立つだらうが、結局のところは、なか／＼難かしいといふことに一致し、どうも萬人を首肯させる名案がない。

しかしながら選挙界の肃正はどうしてもしなければならず、この秋から來年の春にかけては、府縣選挙が行はれ、この一年内には解散があつてもなくても、衆議院の總選挙がある。そして政府は選挙肃正についての豫算をとつてをり、選挙肃正委員会を各府縣に作るといふ官制を公布し六月一日から實施されて、三十府縣では、もはや委員会の成立を見てゐる。中央には、民間といふものの、前首相にして現に内閣審議會の筆頭委員、岡田内閣の後見人格の齋藤子爵を會長に

戴き、永田理事長以下、内務省系統の舊官僚によつて構成されたる選舉肅正中央聯盟が生れて、選舉肅正運動の陣立が出来上つた。

陣立は出来たが、作戰計畫はどうか、一般方略は與へられてゐるが、果してそれが有効に適切に働くか、選舉肅正運動家のみ活躍して、選舉民は依然として踊らないで、選舉ブローカー達が新手を考へて、暗躍するといふやうなことがありはしないか。選舉肅正運動の方法が、講演會とパンフレット位しか考へてゐない内に、選舉違反作戰本部では、より巧妙にして陰險なる作戰計畫を凝らしてはゐないか。内務省の豫後備官吏と現役の新官僚とが、如何にして百戰老巧の選舉違反業者を征伐し得るか。問題は選舉權者投票人達が、どつちによつて動かされるかによつて決せらるゝのである。

一體選舉肅正運動の對象は何なのか。選舉權者か、選舉運動者なのか、選舉事務及び取締官憲か。無論その凡てであると答へるであらうが、その具體的方法の重點はどこへおくのか、實際的效果はどこへ一番響くかといふ點を、よく検討して見なければならぬ。運動方法は講演會とパンフレットと部落別懇談會といふやうなこと位しかないらしい。部落別懇談會といふやうなものは結果において強制的に好むも好まざるも出席させ、協定に参加し決議的拘束を加へられることにならうが、講演會を聞くこととパンフレットを読むことの方は、強制して出来るものではない。

かうと思はせる、讀む氣がおこる内容なり文章なりが必要となつて来る。

選舉肅正運動といふと、とかく選舉違反絶滅といふやうな消極的の意味しかもたぬ様に聞える。そして改正選舉法でも、嚴罰主義の徹底、刑罰加重による選舉犯罪威嚇が強調されてゐる。買収されてはいけない、選舉權を尊重せよ、貴重なる一票といふのは、投票を高價に賣れといふことではない。棄權するな、選舉權は立憲國民の權利であつて同時に義務である、といふやうなことを、例へば投票のために一日も半日もの手間をかけて、村役場まで出て來なければならぬ、そのために日當手間賃のつもりで金を貰つてゐた山間の選舉民に傳へるには、講演會とパンフレットがどれだけ役にたつであらうか。また選舉違反を業とする常習者が、講演會を聞きにきたりパンフレットを讀んで、飄然として悔悟する奇蹟をどれだけ期待出來ようか。ケチをつけるわけではなくて、本氣に實效ある選舉肅正運動の方法を探究するには、かういふ風にも考へなければならぬのである。

選舉法知識の普及徹底といふことは、改正された選舉法による初めての選舉である以上、從來よりも一層必要であることはいふまでもない。選舉法を知らないために、思はぬ選舉違反に引かかるといふことは、普通の常識や、今までの一般の道德観でばかりは善惡邪正の判断のつかない規定もあるのだから十分あり得るのである。それ故に選舉法知識の普及徹底が、氣の毒な選舉違

反の絶無を期するためには、官廳側として先づ第一にしなければならぬ仕事であることは疑ひないし、それならば地方長官を會長とし、府縣廳の役人を中心として作られた選舉肅正委員會の仕事としても出来ることであり、ふさはしいことでもある。たゞこれだけに終始してゐて済むものではなく、特に現時の情勢においては、普選法實施の當初とは違ひ、民衆に選舉法に對する關心知識の欲求が乏しくなつてゐる、却つて議會の無能に愛想をつかして、やゝともすれば立憲政治に疑ひをもつ傾向風潮さへある。それゆゑに選舉法知識よりも更に根本的な、立憲制度に對する理解、確信、信仰を打立て打込むことが肝要な前提となるのである。

二

選舉肅正委員會令によるとその目的は「衆議院議員選舉その他公の選舉の肅正を計るため」であり「選舉に關する弊害の防止、公正なる選舉觀念の普及その他選舉に關する事項並に衆議院議員選舉法第四百十條第三項及び第四項の規定による事項の實施に關する事項を調査審議す」といふのである。この條項は即ち選舉公營に關するものであつて公立學校などの「營造物の管理者は勅令の定むる所により演說會開催の爲に必要な施設をなす」べく「地方長官は勅令の定むる所に依り議員候補者の政見などを掲載したる文書を發行すべし」といふことになつてゐるので、こ

れに關する地方長官の諮問に應ずるといふのが、地方長官を會長とし、地方長官の監督に屬する選舉肅正委員會の任務なのである。而してこの任務とこの構成組織が選舉肅正委員會の性質を限定することになるのである。

官吏中から選舉する委員數は凡そ總數の四分の一程度といふことに限つてゐても、その外に市町村長や學校長らの公吏、教育家、教化團體その他主要なる團體の幹部といふやうな社會的地位なり思想なりが官吏に準ずるものが多數を占めるし、委員の任命權は地方長官にあり、任期は二年だが特別の事由ある場合には任期中でも地方長官が自由に解任するを妨げないのだから、獨立的な地位をもつものではない。そして地方長官たる會長の指揮を受け庶務を整理する幹事は選舉事務主管課長、選舉取締事務主管課長、社會教育事務主管課長らの中より選び、それらの課員を書記に命ずるのだから、お膳立は全部道府縣廳内として、地方長官の定めた議事に關する規則によつて、進行させるのだから、費用は國庫負擔で、地方長官統制下の選舉肅正運動が行はれるわけである。

新官僚の諸君が、官吏中心の運動だから、絶對公平無私だと主張するならば、少くも選舉に關してだけは世間に通用しない議論である。勇敢といふよりも亂暴な鈴木内務大臣、山岡警保局長の下に行はれた陽性選舉干涉や、安達内務大臣、大塚警保局長によつて行はれたいはゆる合法的

な陰性選舉干涉の記憶は餘りに新しく、清浦内閣の護憲選舉による敗北以外は、全部政府黨の勝利になつてゐるといふ事實は、政黨腐敗や政治疑獄によつて擧げられた證據と表裏して、政府と地方官吏が必ずしも信賴するに足る公平無私、不偏不黨ではないといふことを、雄辯に物語つてゐるのである。現に官吏の身分保障の勅令が出たことは、これなくしては官吏は、國家の官吏ではなく、政黨の手先となるといふ事を、告白するものであるし、選舉法の改正によつて、官吏の選舉犯罪の刑罰を加重すると共に、新に「正當の事由なくして議員候補者、選舉事務長若くは選舉委員に追隨し、その居宅若くは選舉事務所に入居する等その職權を濫用して選舉の自由を妨害したるときは四年以下の禁錮に處す」る旨の例示を加へてゐるのは、政府が過去の選舉においてかくの如き違反行爲が廣く行はれたことを自認したものといつてもよい。

それゆゑに内務當局が、選舉における公平無私、不偏不黨を主張せんとするならば、將來の選舉の實際に於てこれを事實に證明するにあらざれば、過去の選舉における記憶が消されない限り選舉運動者も選舉民も容易に信ずることが出来ないことは、「元旦より心改め申候」といふ年始狀によつて、愚か者の改心を認め信用するものがないのと一般である。

選舉においては、純粹なる超然内閣、政黨を操縦もせず、これと肝膽相照も、情意投合もしない官僚内閣であればともかく、内閣審議會によつて形式的舉國一致を装ひ、海軍大將を首相とし

陸海軍大臣に指導されてゐる現内閣であるとしても、多數黨でなくても現に政黨の總裁たる者や今や少數の家の子郎黨をつれ、或は身輕過ぎる單身であつても、今度の選舉を機會に新政黨でも作らうと思つてゐる者を閣僚にしてゐる以上は、その内閣の内務大臣だけが公平無私の神様であり得るか、あり得るとしても、世間がさう信用するかどうか。況してこの神様、農林大臣時代には、農村經濟更生の中心産業組合運動の神様であつたのが、内務大臣としては第六十七議會に農村更生關係法案が枕を並べて討死するのを見殺しにして顧みなかつた。青年團長時代に選舉肅正に熱心だつたからといつて、内務大臣として、どれだけの御利益を與へ得るかは、問題であるといはねばならぬ。世間の常識では、選舉においては内務大臣はアンパイアではなくて、キャプテンでないまでも、コーチャーではないかといふ疑ひをもつ。

三

それ故に新官僚と舊官僚が主力をなして、御用團體、御用教育家、御用學者と見られる人々を集めてする運動では、それが肅正運動であつても選舉に關する運動である以上は適當でない。選舉そのものが、對立せる勢力があり、意見があることを前提してゐる制度であつて、劃一的統制的舉國一致と自由競争的選舉とは相容れない觀念である。肅正運動が「公正なる選舉觀念の普及」

を本當にするなら、こゝから正してゆかなければならぬ。舉國一致や選挙正の名によつて、相手方の政黨、反對黨、在野黨を壓迫することは、陰險なる選挙干渉より以上に陰險なる手段といはなければならぬ。

あるひはまた政民聯携が、正面の看板通りに、非政黨勢力に對する政黨勢力の協力合成であつたならば、内閣審議會の成立と同時に、政民聯携が破棄されたことは、民政黨が非政黨勢力との聯携によつて、非政友會的結成を成就したことを意味する。しかして中央にあつては、警保局長あるひは保安課長、地方にあつては警察部長あるひは特高課長を末梢神經として張られたる新官僚網が、政民その他の既成政黨勢力を、公平に打破し壊滅すべく選挙正運動を利用するが如きことがあるならば、名義の善惡、結果の良否を問はずそれが矢張り選挙正運動以外のものであることは確かである。

兵庫縣、石川縣の如きは、議會政治家を委員の内に加へたといふ。これは委員會令第三條に「委員は左に掲ぐる者の中より地方長官これを選任す」として筆頭に政治家と掲げてあるのだから、當然のことなやうではあるが、この場合官吏や教育者の間に挟まれた政治家の位置立場はどういふことになるのか。大分縣廳發行の選挙正運動概要なるパンフレットに、その效果として「惡辣なる選挙ブローカーを絶滅したること」と共に「正選挙委員に囑託せられたるため責任もしくは體

面上従來の選挙ブローカーも自縛の形となりたるものあること」と書いてあるのを思ひ出させる。大分縣のは昭和八年に行はれた市町村會議員選挙における正運動であるから、部落正選挙會における正選挙委員を指したもので、これを府縣の政治家委員と一しよにするわけではない。

全國的の選挙正運動を思ひつかせた二つの先例である大分縣と島根縣の例を見ると、いろいろと教へられるところがある。政争の弊が極端にまで及んでゐた大分縣の如きにあつては、縣民の自覺が蹶起となり、選挙正の實を挙げたのは、ある意味からいへば當然であつて、あれよりは悪くはなり得ない大分縣の例をもつて、選挙正運動の效果と成功を他縣に類推することは危険である。現に政争黨弊が餘り顯著でない島根縣の如きところでは、選挙正運動の效果が果してどれだけあつたかわからない。選挙運動費用が減じたといふ一方に、選挙犯罪の檢擧件數と人員とにおいて著しく増加したといふことは、なにを物語つてゐるのであらうか。殊に投票買収、利益供與、饗應接待、報酬供與などにおいて、昭和五年の十一件九十七人が、正選挙の行はれた昭和九年において二百五件、六百二十二人に激増してゐるが如きは、選挙正運動がなにを意味してゐるかを疑はせるものがある。

このことは島根縣の選挙正選挙會の構成が警察部偏重であり、地方部會長を警察署長とし檢事を顧問とするといふやり方であつたために、勢ひ選挙取締に熱心にして正選挙即取締強化と

なつたからであらうとも思はれる。ために選挙運動は萎縮の感あり、ややもすれば潜行的ならんとする傾向があつたといひ、無投票區が縣下十四選挙區中半ばに當る七選挙區に及んだ事實、棄權率が僅百分の二だが増加して二割に及んでゐる事實が、議員候補者、選挙運動者とともに選挙權者にも畏怖心を與へたことを證據立てゝゐるのである。

選挙は我らの代表者を國會なり府縣會なりに送るのである。もつと陽氣な朗かなものでなければならぬ。選挙正運動が今より一層選挙を陰氣な鬱陶しいものにするのは、立憲政治を與へられた御主旨にも背くものである。選挙正運動からは警察官の姿を隠すべきである。警察官吏講習會といふやうに、被教育者の立場に選挙取締に任ずる者を立たしめることは、選挙法規の知識普及徹底の意味から必要であるが、講演會や懇談會に警察官を出席せしむることは、選挙正運動をして、選挙取締のための補助手段とする惧れがある。選挙取締強化の必要はあつても、それは他の手段を講ずべきであつて、正運動に取締的色彩を濃くすれば、それは鳥根縣の例を追ふことになる。選挙正運動は、公民教育的な立憲政治思想の涵養と、選挙法規の知識普及徹底といふやうな範圍に止まるべきものである。結果はすぐ目立たないでも致方ない。今度の選挙にすぐ効果を收めようとするのは、善悪を不問にしても、官僚政府の野心に過ぎない。

選挙正運動は、議會正運動であり、政界革新運動でなければならぬ。選挙正が單に選挙

違反絶滅運動だけに止まらず、正されたる選挙界の地盤の上に、強く正しく汚れざる政治が打建てられてこそ、全国的に呼びかける意義がある選挙正運動をかく積極的に解して、舉國新たに起き上り、政治を建て替へるべく、選挙正政界革新の一步を力強く踏み出すべきである。

選舉肅正と公民教育

八月一杯で打切る筈になつてゐた選舉肅正運動が、地方廳と中央聯盟の要望により、九月になつても依然行はれることになつたのは、此の運動が初め思つたよりも、熱が昂り地方も乗り氣になつて來たことを示すものであると同時に、最初はどうも新官僚か、舊官僚豫備軍の新黨運動ではないかといふ懸念もあり、政黨側でも、迷惑に思つてゐたのが、やつて見ると、さういふ氣配もなし、それで選舉干渉の手が封じられ、金のかゝらぬ選舉が出來るとすれば、これに越した事はない。寧ろこの際打切られては、折角正直に選舉肅正に信頼して、買収その他の選舉違反を行はないでゐて、相手方の違反行爲にしてやられでもしては堪らない。選舉肅正運動は徹底して貰はなければならぬといふ様な氣分になつたのではないかと思ふ。選舉肅正中央聯盟の連中が、折角調子が出て來た今になつて、肅正運動を打切られて、あと一ト月を何もしないでゐては、ヨリは

戻るし、反動は來るだらうし、今迄した努力奮闘が何にもならぬことになるのでは、しやうがな
いばかりか、一體我々のやつてる純眞な運動が選舉運動と混同される虞れがあるとは何事か、府
縣主催の肅正運動が選舉運動取締りの爲に手控へ遠慮する必要がどこにあるか、それでは餘りに
無見識であり、自ら侮り賤しめるものであるといふのも、これまた尤もであつて、そんなこんな
で内務省も、選舉運動と混同しないやうに氣をつけてやれば肅正運動は、選舉期間まで續けて差
支へなしといふことにしたのであらう。

選舉肅正運動が、選舉運動と混同されずに選舉期間中になほ行はれ得るといふことは、一方に
はその純眞性を示すものかも知れぬが、他面にはそれが選舉そのものに直接効果を餘り與へない
であらうことを豫期したものだとも見られる。現實に何人を選挙するかに影響を與へないやうな
選舉肅正運動といふものは、實は政界革新の爲にどれ程の力を寄與するであらうか。それが教化
運動であり、公民教育であるといふのはよいが、現實に何人に投票すべきかを指導することを遠
慮しなければならぬところに、長所もあれば短所もある。

既成政黨側で選舉肅正運動を歓迎するのも結局は此點にあるのであつて、このまゝでは彼等の
長年培つた地盤、即ち積弊の具體的建設物である地盤を動かす力がないことを見くびつてゐるか
らである。選舉界が肅正されるといふことが、單に金で投票を賣らないといふことだけならば、

政黨側、候補者側からいへば、選挙に金がかゝらないことであつて、歓迎を吝しむ必要はない。この意味で選挙界が肅正されたとして、然らば何人が當選するのか、金銭で賣らなかつた投票を何人に投ずるのか、依然として既成政黨の候補者だけが、投票の標的として與へられてをり、其の他の人に投票すれば無効だといふことになるのである。棄権があつて得票数が少なくなつたとしても、法定得票数以下にならなければ當選するのであるから、彼等はその地盤の上に寝てゐて樂々と選挙されるといつて樂觀してゐるのである。

これをもう一步進めて考へると、無投票當選の制度悪用がある。現に選挙肅正運動の先覺、大分縣や島根縣に於ても、その實例があつた。島根縣の如きは昭和九年の縣會選挙に於ては十四選挙區中七選挙區迄は無投票であり、その内八束郡の如きは候補者買収によつて全當選者が當選無効となつた爲に、再選挙するの醜體を演じたのであつた。斯の如き顯著の違反はなくとも、他の無投票區が『選挙取締の嚴正なるに畏怖し、又は選挙肅正運動の點の意義を誤解し偶々無投票區たらしめんとするの運動』等も行はれた結果たることは、島根縣選挙肅正委員會發行の運動梗概パンフレットによつても明かである。又大分縣に於ては、市町村會議員選挙であつたから、制度上には無投票當選はよいが、事實上の無競争を目指して、政民兩黨の町村部會が定員だけの候補者を勢力に従つて配當し、それ以外の立候補を共同して抑壓し、もしこの妥協を破つて立候補する者あれ

ば、警察官憲も選挙肅正委員と協力してこれが彈壓干渉を敢てしたといはれてゐる。これも大分縣の如き政争縣に於ては、選挙肅正運動は即ち黨争休止運動、選挙に金のかゝらぬ運動と誤解してゐる爲であつて、甚しきは政黨間の争ひを止めたのはよいが、故人の縁故關係を辿つて町村長助役等自ら響應等を行ひ、選挙違反のために自治機關が全滅に傾したも縣下二十數ヶ町村に及んだといはれてゐるが如きは、想像以上の弊害といはなければならぬ。而してこの事は兩縣の例のみではない、かの政民協定が破れる前に、中央の政策協定は出來ないでも、地方的には地盤協定をしようといふやうな機運があつたのであつて、これは選挙肅正運動對策としての既成政黨の共同防備策が此種の運動の轉化悪用にあることは嚴に警戒しなければならぬ點と思はれる。

それ故に選挙肅正運動は、正しき選挙運動を伴はねば、その効果を收めることが出來ないのである。政府が新政黨を作る爲の運動にこれを利用することは、肅正運動を不純のものにするだらう、中央聯盟の官僚豫後備軍が政府の新官僚と呼應して選挙に乗り出す運動にすることは、選挙肅正運動をこれだけ全国的に呼びかけることにはしないであらうが、併し乍ら肅正運動の後に何等の新興政治勢力の興隆奮起がないでは、折角の選挙肅正運動の收穫を、また同じやうな既成政黨候補者のために提供することになつてしまつて、犬骨を折つて應いな蔭に取られると同じことである。これを新興勢力、新鮮候補者が出るまでは、選挙權を行使するなといふことになれば

棄権を勧誘することになる。選挙正運動の結果としては、棄権が多からうといふ観測が官民一致するところだが、さうかといつて政府地方廳が中心となり教化團體的中央聯盟がやる正運動が、政黨解消運動の様な棄権勧奨をするわけにはゆかない。選挙権行使を國民的義務として勧める以上には、その選挙権が有効に、國政の上に反映する様に、政界革新の實が擧がる様にしなければならぬ。さうなると選挙正運動のやり放しでなく、新しき政黨運動でなくとも、正しき選挙運動が、これと伴ひ、或はこれに續いて起つて來なければならぬことになつてしまふのである。こゝに選挙運動ならぬ正運動の困難がある。

二

選挙正が既成政黨打破論、少くも攻撃論になることは當然の論理である。選挙に積弊があり、政界革新を選挙の正から始めようといふ運動なのであるから、選挙界を混濁させ、政界を腐敗墮落させた者が、既成政黨政治家である以上は、正運動が既成政黨を謳歌したり、その從來のまゝのものを寛容の態度を以て是認したりしたのでは、正運動も何もありはしない。岡田首相が三黨首を會同した席上、鈴木、町田兩總裁からお小言を頂戴して、陳辯これ努めたのでは、正運動の元締、後藤内務大臣の覺悟の程も心許ないわけである。

選挙正運動は、既成政黨打破的でないのみならず、既成政黨政治家攻撃でもかまはない。その位でなければ聴く者にピンとこない。現實に政治的自覺を呼び起す爲には、現實政治の批判がなければならぬ。従つて箇々の選挙區に於ては或者は排斥し、或者は推察するが如き結果となるのは免れ得まい。即ち有效なる選挙正運動は選挙運動の領域をも侵すことになる。少くも壁一重紙一枚の距りを以て兩者は相接してゐるのである。それ故に選挙正運動家が、ヘンに御上品にかまへて、抽象的に教化運動的に、悪いことはしてはならぬお互に善い事を致しませう式をやつてゐたのでは、政治的の革新運動としては力無きものになつてしまふ。血の氣の失せた形骸だけのものになつてしまふ。

選挙正運動の根本は公民教育にある。選挙道德の涵養にある。しかし教育とか道德とかいふものは、抽象的な空理空論であつてはならぬ。情熱の伴ふ實踐的なものでなければ、本當の教育でも道德でもない。選挙正運動が情熱的であれば、選挙運動の領域に觸れることを恐れて手控へてゐられるものではない。それだけに兩者は混同さるべき性質をもつてゐるのである。それ故に立候補期日以後、選挙期間になれば、兩者の混同の虞なき併行は云ふべくして行はれ難いものといはなければならぬ。それ故に選挙期間になつたらば、正運動は打切るか、違つた形で打つて出る方がよいのではないかといふ議論が出る。

實の處は七月八月と、肅正運動中央聯盟のお歴々や、教化聯盟の方々が、高所大所から選挙道徳を高唱し、政治教育を鼓吹する。大體同じやうなことを、講演會の聴衆やパンフレットの讀者に向つていふことになる。熱心なものは何度でも読みかへしもし、聞きにゆきもしようが、それは由來初めから肅正に熱心なものが自己陶醉しにゆくやうなものである。熱心の薄いものは飽きが来る位の繰り返しになる。選挙演説の期間になつては、却つて間が伸びたものにならんとは限らぬ。それ故に同じ講演會でも高所大所から枝葉末節になるやうだが、實はより實質的であるところの選挙關係法規の講習會的なものにして、講習員の數は少なくとも、熱心な者に集約的に選挙法規の周知徹底を計る方が賢明有效である。

選挙法令の遵法的精神の高揚の前には、選挙法規の周知徹底が前提されねばならぬ。選挙違反の取締と嚴罰の前にも、選挙法規の周知徹底がなされなければならぬ。事實從來の選挙違反に於て、候補者側や選挙ブローカーには選挙法規を潜る爲めの研究が詳密に行はれたかも知れぬが、選挙民側に於ては全く法令無知の爲めの違反が多かつたことは否めない。今回の肅正運動が違反剿滅を期するならば、違反を澤山つくつておいて大量捕獲すること蠅取りデーの如くであつてはならぬのであつて、違反防止の運動が豫めなされねばならず、その爲めには先づ選挙法規の知識を普及徹底させることが第一である。

一般選挙民へは無理かも知れぬ。しかし取締りの警察官や選挙事務に關係する役場吏員等には、短期講習なら一應行互るだけに出来る筈である。實は選挙肅正運動は一般選挙民に對する效果よりも、これら警察官や町村吏員への影響に於て效果著しいといはれてゐるのであつて、選挙干渉が直接には下級警察官の手によつて行はれ、投票賣買も、町村役場や村の有志の手を経て初めて行はるゝ實情は否めない。選挙ブローカーは單に營利の目的としてのみ行はれず、村の平和の名に於て村の首脳部によつて行はれてゐる例が非常に多いのである。東京の近縣での出来事と聞いたが、消防組頭を集めて、選挙肅正の懇談會を開いた所が、警察部長かの話の様子がいつも選挙と違つてゐるし、どうも投票を金で集めてはいけないと本氣で云つてゐるらしいので、一人の組頭が頓狂な聲を出して、「エ、今度はおつしやる通りの事を本當にやるのですか、それぢやあ私の村では今度の選挙には一票も投票がありませんよ」と云つたので、外の消防組連中も餘りに本當の事を云ふので吃驚して、なだめさとして黙らせたさうだが、これはこの縣の事だけではない。

これもやはり別の近縣の話であるが、村役場が投票仲買、或は分配の事務所になつてゐた所がある。三人の候補者があつて、例へば甲が三百圓、乙が二百圓、丙が百圓の買収金を渡すとしてその村に三百票あるとすれば、それを按分比例で、甲に百五十票、乙に百票、丙に五十票入れる

ことを、村役場で世話するのである。かういふ場合此の買収金は必しも投票者に分配されるとは限らぬ。悪質の者は酒食に費すものもあらうが、これを公共事業に使ふ善良な理事者もある。或村ではかねてから懸案になつてゐる村道工事があつたが、道路敷設は寄附、勞力は賦役といふ事が出来ても、橋梁費にはどうしても材料費等の實費が現金で必要なのだが、それが貧弱な村の財政からはしぼり出せないでゐたのを、この投票賣渡費によつてこれを解決して「善政」を布いた村長があつた。自分が利得したわけではなし、酒食の饗應をしたわけではなし、強請して金をとつたわけでもなくて、無理に押しつけていつた金で、村のために懸案を解決したのだから、彼村長は天地に俯仰して恥ぢないで、得意になつてその善政をしやべるのである。好漢惜しむらくは兵法を知らずではないが、彼選挙法規を知らぬので天下泰平なのである。此の種の無知にして悪意なき犯罪が相當行はれてゐる事は明であつて、これが選挙運動取締の巡查や、選挙事務にたづさはる吏員にも多いことは否定出来ない事實である。それ故に、あのやゝこしい選挙法規を一般選挙民に周知徹底させるには困難な、常識ばかりでは判断がつかない選挙法規ではあるが、取締官憲や、選挙事務吏員は六ヶ敷くても何でも一應は心得て居なければならぬことは當然であるし、今度の選挙肅正運動が、この人々に對して選挙の意義が何であるかを知らしめ、反省せしめ、選挙法規を知らしめ研究せしめることが出来れば、それだけで肅正運動の目的の過半は達成される

といつてよい。彼等が地方山村農村に於ては凡ての指導者であり、選挙に於ては違反の意思は、一般選挙民よりは寧ろ彼等にあるといつてよいからである。

三

選挙肅正運動に難關が二つきりないといふのではなくて、難關の内二つのものをこゝに述べるのである。一つは選挙法規そのものがあり、もう一つは義理人情といふものが因縁情實の基をなしてゐるといふ點である。

選挙法が選挙運動は悪い事を行ふものであるかの如く、いろ／＼と制限をして、所謂第三者の選挙運動に對して禁止的な制限を加へたり、立候補前の選挙運動を禁じて、選挙民がその代表者を選ぶべく候補者選定の相談をするのさへ許さぬといふやうな風だから、一旦選挙運動が成功した曉になつて顧みれば、恐らくその根本から考へ直して改正しなければならぬ點が多々あるのだが、差當つての問題である投票所の増設の一點について考へて見ても、投票しに山から出て来るには半日や一日は愚か、一晚泊りでなければ出来ない所がある。殊に議會が休會明けの一月廿日過ぎに解散されて總選挙となれば、北國は雪の中だから一ト通りの事ではない。これではその日その日の糧に追はれてゐる山村民にとつては一日の日當に當る金を貰ひでもしなければ投票にゆく

者が無いといふことも無理もないことになる。これに對して選舉は權利だ義務だと教へても効果が擧がるのは困難で、それよりも投票が樂に出来るやうに投票所の數を増して、山村にも行きわたらせよう、出来れば小學校毎位にして、學童の通學距離以内なら、仕事の暇を見て行く事も出来、其の爲に日當手當を必要とする事もあるまいといふのが、選舉肅正と投票所増設の關係である。

然るにこの投票所増設が思ふやうには出来ないのである。内務省で地方廳へさういつてやつて投票管理者は地方課の事務官でなくても、技師でも視學でもいい、補助者としては役場吏員の外に農會産業組合その他團體員を使つてよいと、内務省としては珍らしく捌けて出ても、市町村長側が必しも喜んでこれに應じないのは、投票所の設備なり、投票管理手續なりがやかましく出来てゐて、これに一寸した缺陷でもあつて、選舉無效の訴訟でも起された責任をとらなければならぬとあつては、容易ならぬことになるからである。例へば投票所の様式に關し「投票記載ノ場所ハ選舉人ノ投票ヲ視ヒ又ハ投票ノ交換其ノ他不正ノ手段ヲ加フルコト能ハサラシムル爲相當ノ設備ヲ爲スヘシ」といふ相當の設備の要求が從來通り嚴重であり、立會人三人を嚴然と坐らせた前で、一々選舉人名簿と對照して選舉人に成規の投票用紙を交付し、選舉人が本人かどうか疑ある時には本人だと宣言させて、「投票所ノ事務ニ從事スル者ヲシテ之ヲ筆記セシメ選舉人ニ讀聞カセ選舉人ヲシテ之ニ署名」せしめた上、これを投票録に添附しなければならず、この又投票録とい

ふものが中々面倒なものである。投票所の警備方面からいへば、投票所に選舉人以外の者を入れてはいけないといふので負うて來た兒をおろさせ、盲人の杖になつてきた細君を離し、投票所内に喧騒した者には投票を拒否するとか、その他投票所に關して騷擾、毀壞、投函の奪取、銃砲、刀劍、棍棒類の携帯等選舉犯罪取締の爲めに、警察官も必要だ、そして「選舉ノ規定ニ違反スルコトアルトキハ選舉ノ結果ニ異動ヲ及ホスノ虞アル場合ニ限り其ノ全部又ハ一部ヲ無効トス」といふことになつてゐるから、選舉の規定が今の様にやゝこしく出来てゐる間は、中々「府縣知事必要アリト認ムルトキハ市町村ノ區域ヲ分チテ數投票區ヲ設ケ」といふわけにはゆかないのである。特別の事情を必要としたゞけでは投票所増設は出来ない、選舉法規全體に互つて、選舉の簡易化を行はなければ駄目である。普選時代になつて選舉人が十倍にもなつた時に、依然として制限選舉時代、然も吏黨民黨、暴力を以て争ひ、品川内務大臣警察力を以て、内亂防壓の如き大干渉を行つた時代と同じ氣持で出来てゐる選舉方法、選舉罰則を存續させてゐるといふ事が根本の間違なのである。

扱てもう一つの難關は因縁情實、義理人情であるが、衆議院議員選舉の方は、中央の政黨本部から公認候補をきめて來て靴をもつて輸入候補が乗り込む事も多からうが、府縣會や市町村選舉の方は小さくなるだけその土地との關係が濃くなつてゆく。その土地との關係といふのが大體因

縁情實なのである。衆議院議員選挙の時でも、その時だけ候補者と選挙人を結ぶ金だけが物をいふわけでもないで、實はその金は先づその土地に出来てゐる因縁情實の網の元締めに渡され、その人の手をへて蒔かれ、又は幾分はくすねられる。それが選挙ブローカーであるわけだが、これが皆が皆營利的な選挙違反常習者といふわけでもない。土地の顔役、有志、それがこの頃の様にいると選挙が多くなり、ブローカーの機会が多くなると、だん／＼と營利の目的を以てする常習者、これを唯一の生業化してゐる者も出来て来ようが、一概に選挙が金で動いてゐると見られぬ部分もある。

此のことに關して、柳田國男氏が『國史と民俗學』の中に興味と示唆の多いことを書いてゐる。「古風なヘコ親や拾ひ親は省みられなくなつても、之に代つて色々の、世話を目的とした新しい親は現はれる。命の親といふ語は芝居で聴くだけだが、助け親といふ名は用ゐて居る地方がある。其他仲裁親、借金親、財政整理親の類、殊に就職親ともいふべきものは重要になつた。それを一々動機によつて名づけるも事々しい、一括してたゞ親分といふのは自然である。是等の親分は都市には夙く起つた、種々なる長所をもつ異郷人を收容して、それぞれに利用した人入れ稼業が、俠客となつたには理由がある。寄り親寄り子といふのが古い名かと思ふが、後にはあまり宛ても無く、多くの子分を抱へる故に、博徒も出れば盜賊も稀に出たのである。自己の門黨に屬せざる多數の

者を集めて勢力を爲すには親になるより他に方法は無かつた。それを政治に適用したのが、現今の選挙であらうと思ふ。義理といふ道德の起りと機能、及び其限界を明瞭にして置かぬ以上、入費を制限しただけでは選挙は清まるまい。』といふ見解である。しかしてこの種の義理人情を鼓吹する浪花節や講談が一般選挙人に對しては、有力にして唯一ともいふべき公民教育になつてゐるのである。制度的には立憲政治の普選時代でも思想的には封建時代の俠客道德に住んでゐるともいへるのであるから、選挙肅正の公民教育を打ち建てる基礎工事に相當な難關を提供するわけである。

四

今度の選挙肅正運動が、一般選挙民に徹底しないでも、取締官憲と、役場吏員にだけでも徹底したならば、相當の効果は及ぼし得るものと考へる。

治安警察法による政治運動の取締り、言論、集會、結社の取締りの傳統習慣が、警察官をして動ともすれば、選挙運動取締の場合に於ても無産黨は勿論、在野黨のそれを彈壓するの傾向を有せしむることは、否定出来ない。

それが選挙運動取締りに於ても、買収その他の選挙犯罪檢舉の手を緩める結果になる虞れある

迄に不必要に、選舉演說會の取締りに熱心ならしめることにもなる。併し乍ら選舉演說に於ては、在野黨の政府攻撃演說を取締ることが、治安警察法と同様の立場に於てなされては不適當であることは勿論である。

この事は、選舉取締りの歴史が、藩閥政府の民権運動彈壓以來、品川内務大臣による、第二回總選舉の空前絶後とはいはれる大干渉に出發した事とも關聯する。民黨吏黨の對立と、暴力行使をも敢て辭せざる政府側の選舉干渉と、これに對抗する民黨側の非合法運動は、選舉に於ける警察官の位置を、中正なる取締り官憲であるよりも、選舉運動の一方の當事者、權力をもつてする與黨の選舉運動の第一線に立たしめてしまつたのである。それを普選法の嚴罰主義と、所謂合法的選舉干渉の新方法の採用によつて、一層廣汎なる選舉違反を政府の手自らがすることになつてしまつたのである。

故に、その方法であり準備である得票豫想をとる事とか、與黨の得票を増すことになる狩出しに結果する棄權防止の強調をやめれば、或程度まで、警察官憲による選舉干渉の効果を少くすることにならうが、それよりも更に、警察官憲、その第一線に立つ多數巡查の、正しき選舉教育をしたならば、餘程選舉の公正は保たれるのである。

この事は取締り官憲ばかりではなく、選舉事務を取扱ふ市町村役場吏員の場合にもいはれるこ

とであつて、村なり部落、字といふやうなものを單位とする買収などは、之等吏員の手を経てなければ出來得ないのであつて、選舉ブローカーといふのが營利目的の者の外、村の有志者や消防組合長とか村長區長といふやうなものである場合がある。そして一手に何票といふものを纏めて、買収金額に應じて、各候補者に投票を按分比例に分配したり、その收得金を村道とか橋梁とかの公共事業にあてゝゐるといふやうな類ひも、一つ二つの例ではないやうである。

官吏の身分保障と、政黨勢力の逼迫とが、地方官、警察官の心理に影響して、今度の選舉はこれだけでも前よりは正しく行はれると思ふが、改正選舉法がこれらの違反に嚴罰を以て臨む方針を明かにし、更に全国的に呼びかけられた選舉肅正運動の道義的の力が、この傾向を強くする事も疑ない。こゝに樂觀論の根據がある。

言論・集會・結社の自由

こゝでは、自由の概念がどうか、憲法上の自由権がどうか、政治的自由の歴史が外國ではどうかといふやうなことはどうでもいゝとして、直接に我が國では言論集會結社の自由が保障されてゐない事實、現在これらの自由が著しく侵されてゐると我々が考へてゐる點から議論を進めてゆかうと思ふ。

近いところで、普選による最初の總選舉がどういふ風に行はれたかを顧みるだけで、その材料はもう十分な位である。民政黨の選舉用パンフレットは、田中大將に關する機密費問題が書いてあつたが爲に發送配布に及ばずして差押へられた。勞農黨の選舉演說會は、出る辯士も出る辯士も中止々々で、集會は解散、聴衆も檢束といふのは、決して香川縣だけの特例ではなかつた。

それは帝都の眞中で行はれた責任あり信用ある新聞社主催の演說會の實例で、記録が残つてゐ

るものによれば、日本勞農黨の麻生久氏は「今日の無産政黨は微々としてをりますけれども、しかし私共は正しき者の上に、本當に働いて居る者の上に、未來の勝利があるといふ事を——」と云つて中止され、勞働農民黨の大山郁夫氏は「我々は各地に於て演說會を開くが、たとひ山間僻地に於て演說會を開く時に當りましても、今晚の様に多數の聴衆が潮のやうに押し寄せて来る。さうして我々のいふところに耳を傾けてくれ、そればかりでなく、我々がいふ事が出来ない事も理解してくれる様になつて来るのであります。諸君は既に十分知つて居られる様に、勞働農民黨の言論及び運動は、その前に様々な制限が置かれて居る。さうして我々が演壇の上に立つて物を云つてをります際でも、屢々口を封ぜられることがある。さういふ時に我々が沈黙してをりまする時にも最早今日の大衆といふものは……」といふところで中止を喰つてゐる。

言論抑壓は演說に對してのみ行はれてゐるのではない、それは新聞紙に對しても行はれた。二月十六日東京朝日新聞が、「官憲の干渉を恐るゝな」といふ赤刷をしたならば、警視廳は、官憲の干渉を豫斷したるが如き記事は不都合だといふので、各新聞雜誌に對して斯くの如き標語の掲載を禁止した。しかも選舉前に選舉人の心に衝動を與へるが故に特に禁止したのでないことは、選舉が済んでから一ヶ月もたつた三月十六七日の頃、一通信社が政府側から選舉に關して發した祕密文書と稱するものを通報したらば、警察はその掲載を差止めたのでもわかる。これらの掲載禁

止や、記事差止は、新聞紙法が内務大臣に許してゐるものではないが、發賣禁止の權能をもつてゐる警察官憲が、これ／＼の事實を記載した出版物は發賣頒布を禁止するといふことを、親切にも事前に警告することであつて、發賣頒布の禁止と出版物の差押を好まない新聞社が、自發的にその記事を差控へることによつて、豫防警察の機能を發揮してゐるのである。

これが普選による最初の總選舉に前後して起つた我が國における言論抑壓の事例の一端である。それは眞にその一端である。然らば何故に、立憲國日本に、帝國憲法第二十九條に「日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ言論著作印行集會及結社ノ自由ヲ有ス」と保障された我が國民の、言論集會の自由が、斯くの如き状態の下に置かれてあるのか。昭和三年の日本における内務大臣鈴木喜三郎氏は、明治二十三年の内務大臣品川彌二郎氏と、同一思想と同一權力をもつてゐるのか。三島警視總監時代の保安條例から、宮田警視總監時代の治安警察法まで、餘り大した進歩もしてゐないのであらうか。

二

帝國憲法の第二章は臣民の權利義務と題してゐるが、臣民は主權に絶對無制限の服従をするのがその性質でありその資格である。法律の範圍内に於て自由を有すといふのは、法律が自由に、

その『自由』を制限し得るものであるといふ風に、官僚製造大學の教授が教へる通りの考へが、やはり官僚そのものゝ元締にはあつたのである。

帝國憲法が發布されて、形式に於ては立憲政治が行はれたが、これに伴うて法律制度に劃期的の立憲精神が遍滿し普及したわけではなかつたのである。兵役の義務と納税の義務は日本臣民たるもの法律の定むる所によりよくこれを遵守したが、權利自由の方は法律の保護、官憲の尊重十分ならずして、明治より大正を経て昭和に至つてゐる始末である。ために憲法第二十二條から第二十九條までを讀んで見ると、こゝろいふ憲法の自由保障の規定が歴然としてゐるのに、どうしてかうも、日本臣民の政治的自由は事實に於て制限せられてゐるか、との疑惑を起さざるを得ないのである。

居住及び移轉の自由は危険思想の持主とにらまれてゐる人々には無いのではないか。法律に依るに非ずして實質的には逮捕監禁審問處罰を受けることが無いであらうか。法律に定めたる裁判官の裁判を受くるの權を奪はるゝことなしといふが、果して無辜の民は無いかどうか。許諾なくして住所に侵入せられ及び搜索せらるゝことは果して法律に定めたる場合だけであらうか。信書の秘密と所有權の不可侵は如何。憲政會内閣の岡田文相によつて起案された宗教法案が出来なかつたからといつて信教の自由が保障されたわけではない。言論著作印行集會結社の自由に乏しい

ことは本稿の目的とする所である。然らば如何なる法律があつて、憲法の保障したこれ等の自由が、實際に於て斯くもその實が無いかといふ疑問を生ぜざるを得ないのである。

保安條例は有名なる暴壓法令であつたが、今日にその法律の形式では残つてゐないといふだけであつて、第一條の「凡ソ祕密ノ結社又ハ集會ハ之ヲ禁ス」にしても、第二條の「屋外ノ集會又ハ群衆ハ豫メ許可ヲ得タルト否トヲ問ハス警察官ニ於テ必要ト認ムルトキハ之ヲ禁スルコトヲ得」にしても、第三條の「内亂ヲ陰謀シ又ハ教唆シ又ハ治安ヲ妨害スルノ目的ヲ以テ文書又ハ圖書ヲ印刷シ又ハ板刻シタル者ハ刑法又ハ出版條例ニ依リ處分スルノ外仍其犯罪ノ用ニ供シタル一切ノ器械ヲ沒收スヘシ」にしても、あまり今日の法律、又は實際取締と變つた處はないのであつて、刑罰に於ても特に重いこともないのである。

保安條例をして有名ならしめた退去命令の第四條は「皇居又ハ行在所ヲ距ル三里以内ノ地ニ住居又ハ寄宿スル者ニシテ内亂ヲ陰謀シ又ハ治安ヲ妨害スルノ虞アリト認ムルトキハ警視總監又ハ地方長官ハ内務大臣ノ認可ヲ經期日又ハ時間ヲ限り退去ヲ命シ三年以内同一ノ距離内ニ出入寄宿又ハ住居ヲ禁スルコトヲ得退去ノ命ヲ受ケテ期日又ハ時間内ニ退去シタルノ後更ニ禁止ヲ犯ス者ハ一年以上三年以上ノ輕禁錮ニ處シ仍五年以上ノ監視ニ附ス監視ハ本籍ノ地ニ於テ之ヲ執行ス」といふのであるが、今度の選舉に於ても、香川縣や北陸の方で、退去命令をくつたものがあり、

五年以下どころか一生の監視を付されてゐる人が所在にある様である。その即時施行と共に警察官の總動員を行ひ、三日間で五百七十名に退去を命じたこととさへも、今日に於て決して隔世の感などは起せない。たゞ變つたのは保安條例に引つかゝつた者が政黨員であり、高知縣人であり、尾崎行雄氏であつたのが、今日の治安維持法が目指すのが共產黨員である點に於て異り、危険思想の程度が進んだといふか、時勢の變化が其處に見らるゝのみであるといはなければならぬ。

その次の第五條は「人心ノ動亂ニヨリ又ハ内亂ノ豫備又ハ陰謀ヲ爲ス者アルニ由リ治安ヲ妨害スルノ虞アル地方ニ對シ内閣ハ臨時必要アリト認ムル場合ニ於テ其一地方ニ限り期限ヲ定メ左ノ各項ノ全部又ハ一部ヲ命令スルコトヲ得。一、凡ソ公衆ノ集會ハ屋内屋外ヲ問ハス及何等ノ名義ヲ以テスルニ拘ハラス警察官ノ許可ヲ經サル者ハ總テ之ヲ禁スル事。二、新聞紙及其他ノ印刷物ハ豫メ警察官ノ檢閲ヲ經スシテ發行スルヲ禁スル事」第三項が兇器携帯の禁止、第四項は「旅人ノ出入ヲ檢査シ旅券ノ制ヲ設クル事」といふのであるが、大正昭和の時代の有難さは旅券の制が無くなつた事だけであつては相濟まぬわけであつて、集會が警察官の禁止自由權の下にあり、出版物が發賣禁止の斬捨御免の効果として内閣と稱する檢閲制度下にあり、内閣廢止に對して勞農黨なども含む檢閲制度改正の運動が、「暫定的」にもせよ内閣復活を主張してゐるといふ有様なのである。かく看來れば、山縣内務大臣と三島警視總監の保安條例時代と、今とあまり變りは

無い「自由」の下に我々は生息してゐるのである。それどころか保安條例では、「治安ヲ妨害スルノ虞アル地方ニ對シ」「臨時必要アリト認ムル場合」に限られてゐるのが、全國的に、常時普通に、警察官の禁止能力が擴大してゐるのであつて、保安條例は出藍の譽ある後繼者をもつてゐる始末なのである。

三

明治三十三年法律第三十六號治安警察法は、直接には集會及び政社法の後繼者ではあるが、保安條例廢止以來その法文を缺いた祕密結社の禁止の條項、兇器携帯禁止の規定を新に加へたのみならず、一般的に保安條例の精神を承繼してゐるものと云つて差支無いのである。

出版物取締の方面でも、依然立憲政治以前の法令が潛入混入し、或は立憲政治以前の精神の下に取締られてゐることは同じである。例へば明治六年太政官布告の新聞紙條目の第十條に「國體ヲ誹リ國律ヲ議シ及外法ヲ主張宣傳シテ國法ノ妨害ヲ生セシムルヲ禁ス」といふのは、所有權や私有財産制度に關する外法を主張宣傳する事は今でも同じ禁制があるし、近頃の模様だと第十一條の「政治法律を記載スルコトニ付妄リニ批評ヲ加フルコトヲ禁ス」といふ様な法案を内務省で作つてゐはしまいかと思はれるやうではないか。又田中首相の三百萬圓事件や機密費事件のパン

フレットやポスターを禁止した根據は、明治八年の讒謗律第四條「官吏ノ職務ニ關シ讒毀スル者ハ禁獄十日以上二年以下罰金十圓以上五百圓以下誹謗スル者ハ禁獄五日以上一年以下罰金五圓以上三百圓以下」にあるらしくも見える。

而して現行の新聞紙法が、同じ明治八年の新聞紙條令以來の發行禁止、明治十六年の新聞紙條例以來の保證金制度を續けてゐる事は勿論、明治二十年の新聞紙條例が、同三十年に一部改正されて却て外務大臣の掲載差止權を復活し、三十二年の小改正を経て、明治四十二年の現行新聞紙法となつたのではあるが、大體に於て明治二十年の新聞紙條例を傳へてゐるのであつて、中にはかの明治三十年の改正が行政處分としての發行禁止を廢止して、裁判所の判決による司法處分としたと同時に、内務大臣はその告發を爲すと共に當該記事の掲載ありたる新聞紙の發賣頒布を禁止し假差押を爲し當該記事と同一主旨の事項の記載を停止することを得る旨を規定したのを、現行法は内務大臣が司法處分の前提として、なく單獨に獨立に發行禁止をなし差押をなし得る如く改惡逆轉したやうな點さへあるのである。

一方新聞紙雜誌以外の普通出版物に關する法制は、初めから新聞條例と離れて出版條例があり、現行の出版法は明治二十六年公布されたもの、儘であるが、その骨子は既に明治二十年の出版條例に於て組立てられてゐたのである。斯くの如くして我が出版物關係法規は、憲法發布以前の法

制の繼續であり、そこに何等の劃時代的變化をもつてゐないのである。

一體言論思想に關する法規の如きは、當時の社會狀態、時代思潮と離るべからざる關係になければならない。それが我國に於ては、憲法發布前後同一の内容の法規が存在し、超然内閣の政府と同じく、政黨内閣の政府もこれを怪しまず、衆議院議員選舉人數が、四十五萬人の明治二十六年當時も、百五十萬人の明治四十二年時代も、今日千二百五十萬人に増加した普選時代も、同一程度の言論集會結社の自由に甘んじてゐるといふことは不可思議千萬といはなければならぬ。それは議會が國民意思の代表に缺くる爲であるか、政黨が不眞面目の爲であるか、新聞社が意氣地の無い爲であるか、原因は何處に在るにせよ許し得べからざる問題といはなければならぬ。

四

しからば結社の自由に關してはどうであるか。國際労働會議などでは、労働者の團結に關して、日本の法律は何等これに制限を加へてゐないのみか、憲法は明かに結社の自由を保障してゐるから、労働組合法は無くても労働者團結の自由はあるが如く、政府側が常に宣傳してゐるのであるが、事實に於て労働者團結が認められてゐないことは、近く一兩年の労働爭議の殆ど凡てが示してゐる如くであり、世間の耳目を衝動せしめた岡谷爭議でも、野田爭議でもを見れば明か

に看取し得られる。しかして問題の治安警察法第十七條は削除されたが、警察官の頭には依然としてその亡靈がこびりついてゐて、實際上はそれが削除されてもされないでも同じことなのである。

更に治安警察法第八條の「安寧秩序ヲ保持スル爲必要ナル場合」内務大臣が結社を禁止し得る權能が、政黨に對しても及び得る實例は、既に最初の無産政黨、農民労働黨が創立後三十分にして解散されてしまつた事によつて見たのであるが、この同一の眼光を規約や聲明書の紙背に徹せしめば、現在二人の代議士を有する労働農民黨も、何時禁止の運命に遇ふやも測り知れないのである。政黨が反對黨政府の内務大臣の禁止處分でその生命を絶ち得られるといふ法律をもつてゐる立憲國は外に有るかどうか。

誠に治安警察法の起草者である故樞密顧問官有松英義氏の内務書記官時代に講述したもので、今もなほ警察官の教科書参考書になつてゐる解釋を見ると第八條の條下にかう書いてある。曰く「凡そ結社は公事結社たると政治結社たるとを問はず、安寧秩序を保持する爲必要な場合には内務大臣に於て之を禁止することを得、集會の制限禁止解散は之を警察官の職權に委ぬるも、結社の禁止は其手續を鄭重にし内務大臣の職權に屬せしむ。安寧秩序を保持する爲必要な場合は、安寧秩序を妨害するの恐ある場合よりは適用の範圍廣し。安寧秩序を妨害すると云はゞ其結

社が安寧秩序を妨害するものならざるべからず、安寧秩序を保持する爲必要な場合とは結社其者が安寧秩序を妨害する場合は勿論、又縦令結社其者は安寧秩序を妨害することなきも、諸般の情況に依り其結社あるが爲に安寧秩序の保持を妨ぐる恐あるとき亦其適用を受くるなり、例は結社の目的は極めて穩かなるものにして安寧秩序に害なく又其行爲も非難なしとするも偶々其地方人心の動亂に依り其結社あるが爲に紛議を起し騷擾を致すの恐あるときは、結社其者は安寧秩序を妨害するに非ずして結社の存在が偶々以て安寧秩序を保持する爲に國家は之を禁ずるを得るなり。但し是れ已むを得ざるの處分なり、即ち國家は保護するの義務を有する所の結社を保護する能はずして却て自衛の爲に之を禁止するなり、法律は縦令權能を認むるも其適用は最も慎まざるを得ざるなり」と起草者自らも心に安んぜざる所あるが如くであるが、「最も慎まざるを得ざる」が如き權能を無條件に警察官に附與してゐる法律そのものが悪いのである。これをもつとわかる様な設例で考へて見れば、製絲女工の向上と慰安の爲に母の會といふやうなものを作つたところが、製絲工場に爭議が起つて、門外に閉め出されて食も與へられず寒さと飢に泣いてゐる女工を收容した。工場側は爭議團に荷擔するものとして抗議し、雇ひ暴力團を差向け、町の有力者も町の平和の爲といふので、女工を資本家側に引渡せ、しからざれば火をつけられても、消防組では消してやらないぞと脅したとする。母の會といふ公事結社其者に治安妨害があるのではなく、

「目的は極めて穩か」で「其行爲も非難すべき點なし」と警察官署もこれを認めてゐるのを、「偶々其地方人心の動亂に依り其結社あるが爲に」、不都合苛酷な人道問題を起してゐるやうな會社が、その結社を邪魔にして「其結社あるが爲に紛議を起し騷擾を致すの恐あるときは」、警察官は「保護するの義務を有する處の結社を保護する能はずして」、「已むを得ざる處分」として其の公共の爲に善事を行つてゐる結社を禁止し解散することが出来るといふのである。又例へば言論尊重暴力否定を目的とする結社があるとすると、これを目の敵にする暴力團があつて、その結社が演説會をすればその演説會に暴れ込むし、その結社の本部事務所には、何かといつては侵入して器物を破壊したり何かする。この結社さへ無ければ暴力團は暴力を振はないといふことが、警察の方へは特別の關係からよくわかつてゐるといふので、安寧秩序の保持の爲に「已むを得ざる處分」として善良なる前記の言論尊重暴力否定の會を内務大臣が禁止することを得るといふのが、立憲治下の正しい法律であるかどうか。

五

これが言論著作印行集會及び結社の自由の我が國に於ける現状である。これが帝國憲法第二十九條がこれ等の自由の制限を委任した法律である。一つ一つの法律についてその缺陷、その非立

憲の精神から成つてゐる點を指摘するなら、この論集全部を費しても足りないであらう。こゝにはその共通する點の二三についてのみ論ずるに止める。

『自由よ、お前の名によつて如何に多くの悪が此の世になされたか』といふのは、フランス革命の時代に發せられた歎聲であるが、現在の我國では、『如何に多くの暴壓が安寧秩序の維持の名の下になされてゐるか』と歎ぜなければならぬのである。

出版法第十九條は「安寧秩序ヲ妨害シ又ハ風俗ヲ壞亂スルモノト認ムル文書圖書ヲ出版シタルトキハ内務大臣ニ於テ其ノ發賣頒布ヲ禁シ其ノ刻版及印本ヲ差押フルコトヲ得」とあるし、新聞紙法第二十三條には「内務大臣ハ新聞紙掲載ノ事項ニシテ安寧秩序ヲ紊シ又ハ風俗ヲ害スルモノト認ムルトキハ其ノ發賣及頒布ヲ禁止シ必要ノ場合ニ於テハ之ヲ差押フルコトヲ得」とある。

なほ同法第四十一條に「安寧秩序ヲ紊シ又ハ風俗ヲ害スル事項ヲ新聞紙ニ掲載シタルトキハ發行人編輯人ヲ六月以下ノ禁錮又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス」とあり、第四十三條には本條により處罰する場合に於て「裁判所ハ其ノ新聞紙ノ發行ヲ禁止スルコトヲ得」る旨を規定してゐるが、この方はとにかく司法處分であるから別の問題として置いて、治安警察法に移ると、同法の第八條には「安寧秩序ヲ保持スル爲必要ナル場合ニ於テハ警察官ハ屋外ノ集會又ハ多衆ノ運動若ハ群衆ヲ制限禁止若ハ解散シ又ハ屋内ノ集會ヲ解散スルコトヲ得。結社ニシテ前項ニ該當スルトキハ

内務大臣ハ之ヲ禁止スルコトヲ得、此ノ場合ニ於テ違法處分ニ由リ權利ヲ傷害セラレタリトスル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得」とあり、第十條には「集會ニ於ケル講談論議ニシテ前條ノ規定ニ違背シ其ノ他安寧秩序ヲ紊シ若ハ風俗ヲ害スル虞アリト認ムル場合ニ於テハ警察官ハ其人ノ講談論議ヲ中止スルコトヲ得」とある。これによつて無産黨の演說會は、選舉の際ですら中止中止の連發によつて言論は封ぜられるのである。勞農黨の演說會は辯士が演壇に立つて「諸君」といつたゞけで中止を命ぜられ、日勞黨の演說會は一人五分間演說すると中止を命ぜられたと噂されてゐるのである。何故に諸君と呼ぶ事が安寧秩序を紊すか、五分間ばかり演說すると安寧秩序を紊す虞れが生ずるのかは臨監督官以外何人にもわからないのである。しかしてこれに對する解答は嘗て與へられた事は無く、質問を許されないのである。それは東京朝日新聞社の講演會に於て、麻生氏の演說が、不當或は不可解に中止を命ぜられた時、聽衆の内に起つて司會者に質問がありますと叫んだだけで數名の巡查はバラ／＼と集つて捕へて場外に拉し去つたのを千餘の聽衆は親しく眼に見たことによつても證明されるのである。

行政執行法第一條には「當該行政官廳ハ泥醉者瘋癲者自殺ヲ企ツル者其ノ他救護ヲ要スト認ムル者ニ對シ必要ナル檢束ヲ加ヘ戎器兇器其ノ他危險ノ虞アル物件ノ假領置ヲ爲スコトヲ得。暴力鬪争其ノ他公安ヲ害スルノ虞アル者ニ對シ之ヲ豫防スル爲必要ナルトキ亦同シ」とあるのを醉拂

ひや自殺を企つる者の保護の爲の規定だと思つて看過しては大間違で、尻の方に喰つ着いてゐる『公安ヲ害スルノ虞アル者ニ對シ豫防スル爲必要』なりとして、無暗に檢束することを得る部分が重要であつて、行政執行法が即ち檢束の虎の巻なのである。

これによつて警官は手當り次第に檢束することが出来る。そこらの彌次馬も一束に檢束して、一晚留置しておいてお前達は歸つてもよしと恩典を與へることも出来るのである。前掲行政執行法の第一條第一項につき『前項ノ檢束ハ翌日ノ日没ニ至ルコトヲ得ス』とあるが『檢束ハ翌日ノ日没後ニ至ルコトヲ得サルヲ以テ遅クトモ翌日ノ日没マテニハ被檢束者ヲ釋放シ又ハ親族故舊ニ引渡スヘシ』『本條第二項ニ依リ釋放シタル場合ニ於テ更ニ本條第一項ヲ適用スルコトノ止ムヲ得サルニ臨ミテハ再檢束ノ時間ハ更ニ其翌日ノ日没ニ至ルコトヲ得』ることを、警察官は其の虎の巻によつて教はつてゐるのである。即ち數ヶ所の警察署に於て順次釋放しては檢束することを繰り返すのが所謂『鹽廻し』であつて、大山氏の選舉應援に香川縣に赴くや一日で檢束され、この鹽廻しをくつて行衛不明になつた細迫氏を、故郷にあつて愛孫を空しく待ち切れずに死んだ祖母の臨終にも遇はしめなかつた不法不當なるが如く見える警察官の處分もこゝに法律的根據をもつてゐるのである。

六

その外揭示其の他の取締として治安警察法第十六條は『街路其ノ他公衆ノ自由ニ交通スルコトヲ得ル場所ニ於テ其ノ文書圖書詩歌ノ揭示頒布朗讀若ハ放吟又ハ言語形容其ノ他ノ作爲ヲ爲シ其ノ狀況安寧秩序ヲ紊シ若ハ風俗ヲ害スルノ虞アリト認ムルトキハ警察官ニ於テ禁止ヲ命スルコトヲ得』とあるが、これが直に美術展覽會や、演劇映畫の取締りの根據とでもなつてゐるのか、とにかく帝國憲法が『法律ノ範圍内ニ於テ自由ヲ有ス』と保障してゐるのに、藝術的著作についてはその自由が法律によらずして行政官憲の命令を以て自由に侵害されてゐるのである。

行政執行法の第三條の第三項に『風俗上ノ取締ヲ要スル業ヲ爲ス者ノ居住其ノ他ノ制限ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム』といつてゐるだけで、娼妓取締規則といふ命令をもつて、娼妓稼業の自由、貸座敷營業の自由、一般の契約では未成年者である十八歳の少女が、自分の肉體を切賣りする契約を結ぶ自由、人身賣買の自由を認めてゐる法制を有する文明國日本であつてみれば、法律無くして、美術作品の撤回の自由、演劇脚本の上演禁止及び警察官による改作の自由、映畫切取りの自由が警察官憲に許されてゐることも不思議でないかも知れぬ。

しかしながら『風俗上ノ取締ヲ要スル業ヲ爲ス者』に對する制限を命令を以てすることまで、

とにかく法律で特に規定してゐる位なのであるから、藝術的著作、演劇映畫美術作品について、その公開の自由を制限するについては、議會の協賛による法律によつて明かに定められてゐなければならぬ。これを憲法第二十九條が特に美術演劇映畫の自由を明記してゐないといつて、行政權の斬捨御免を認めなければならぬ理由にはならない。

さて事實は演劇の公演は興行物として地方行政命令によつて取締られてゐる。今警視廳令の「興行物及興行取締規則」を見ると、第三條に「公安風俗又ハ衛生上必要ト認ムルトキハ興行物又ハ興行ニ關シ取締上必要ナル事項ヲ命スルコトアルヘシ」とて、禁止も改作も警察官憲の勝手たるべきを示してゐる。そして脚本を上演せんとするときは警視廳の許可を得なければならず(第六十條)「勸善懲惡ノ趣旨ニ背戾スルノ虞アルト認ムルトキ」「濫リニ時事ヲ諷シ又ハ政談ニ紛シキモノト認ムルトキ」など六種をかゝげ、その次に「前各號ノ外公安ヲ害シ又ハ風俗ヲ紊ス虞アリト認ムルトキ」は初めから許可しない(第六十七條)と明規してゐる。しかもこの許可をされたとしても安心は出来ないで、「公安風俗又ハ衛生ノ取締上必要アリト認ムルトキハ第六十六條第一項ノ許可ヲ取消スコトアルヘシ」(第七十五條)で全くもつて警察官憲の生殺與奪の權力は絶対無限なのである。

これでもつてプロレタリア藝術の演劇は自由自在に上演を禁止され、體をなさざる改造を命ぜ

られる。おまけに前に述べた如くその根據が地方警察命令にあるのだから各地方で勝手次第なのである。大阪で上演したもので、東京ではいけない、東京で上演したまゝでは田舎ではいけないといふのであるし、もう脚本で許されてゐると思つて稽古は勿論、開演の準備をすつかりしてしまつた所で、上演禁止命令が来て、經濟的に劇團が起つ能はざるやうにするの自由も官權に許されてゐるのである。

しかしてこの禁止命令によつて生じた莫大な損害は、よしその命令が不當であつても賠償されないことは、發賣禁止處分で、新聞社や出版業者が一度に何千圓何萬圓の損害を蒙つても何等救済の途がないのと同じである。プロレタリア藝術や言論機關に對してのみは、憲法が保障した所有權の神聖も、かの治安維持法が國體の尊嚴と並べて二タ柱の神に祭り上げた私有財産といふものゝ保護も無視されてゐるのである。

否この檢閲制度の世界に於ては、檢閲官の權能は絶対無限神聖不可侵なのである。前に援用した警官の寶典有松英義氏の治安警察法講義の第十六條揭示其の他の取締違反に對する罰則第二、九條の條下に「禁止の必要ありと否とは一に警察官の認定に依る、其命令に違背したる者は裁判官之を罰す、而して警察官命令の當否に就ては裁判官の審査を許さず」とあり、この信條は今に變らないのである。それは司法裁判の審査を許さぬのみではない。同法第八條の結社禁止に對し

ては内務大臣の「違法處分ニ由リ權利ヲ傷害セラレタリトスル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得」るの途を開いてゐるにかゝはらず、該講義に「法律の適用其當を得たるや否やは動もすれば事實上の問題と混交し易し、行政裁判所は事實に就ては裁判せざるも、法の適用に就て裁判するを以てやゝもすれば事實の審査に傾くことあり、然れども法律に依りて事實の認定を行政官廳に委ねたる場合には、行政裁判所は認定の當否に立入りて之を審査することを得ず、治安警察法第八條は安寧秩序を保持する爲め必要あると否との事實を全く内務大臣の認定に一任せるを以て、此點に關しては行政裁判所は裁判を下すを得ず、故に結社を禁止するの必要ありたるや否やに就ては、内務大臣の處分は終局にして、行政訴訟を許さざるものとす」として警察官の權利の濫用、認定の自由について安心を與へてゐるのである。

斯くの如き演劇上演禁止改作の自由は、昔の河原乞食に對する態度であつて、文功章でも制定して藝術家優遇の途を開かうとする御時勢には許すべからざる法律制度である。これを美術展覽會について考へて見ると、國家の施設である帝國美術院の展覽會にも、その勅任官とか勅任待遇とかいふ審査官の審査といふものは、判任官か奏任官である警察官の檢閲の力に對して何の權威もないことは制度上官制上からも可笑しいことではないかと思ふ。この警察力萬能は大學教授の學問思想の取締にも及んでゐる。議會中心政治どころではない、日本は未だ警察中心政治の

域を脱してゐないのである。

七

立憲政治は警察政治の否定でなければならぬ。憲法が一定の事項は法律を以て定めよと命じてゐるのは、行政權の專斷を排除する所に意義があるのである。法律の範圍内に於て臣民が自由を有するといふことは、法律に據らざれば臣民の自由を侵さなむといふことである。それを法律が再び行政權に無制限の認定權を與へ、安寧秩序の名によつて、無條件同様に警察權を振り廻すことを法律が許してゐるとするならば、その法律は憲法違反であり、少くも憲法の精神に反する非立憲な法律といはなければならぬ。

官僚憲法學者はやゝもすれば臣民の自由は勝手に制限出来るが如く云ふが、それは外國憲法の沿革に溯るまでもなく、我が帝國憲法の前文に「朕ハ我カ臣民ノ權利及財産ノ安全ヲ貴重シ及之ヲ保護シ此ノ憲法及法律ノ範圍内ニ於テ其ノ享有ヲ完全ナラシムヘキコトヲ宣言ス」と宣はせられてあることによつて、憲法第二章の臣民の權利自由は貴重されなければならず、其の享有は完全でなければならぬのであつて、さう容易に行政權、警察權によつて制限されるべきものでないことが理解されるのである。特に言論著作印行集會結社の自由は思想の自由であり立憲政治の前提

である政治的自由である。立憲政治は公開議會に於ける討議による政治である。討論の自由なくしては成立たぬ政治である。選挙は凡ての主義主張を國民の前に公開し、選挙民の自由選擇によつて投票の多少を争ふことによつて初めて意味があるのであつて、最後の審判が國民の手に無くて、豫め取締官憲によつて、何の主義は國民の前に公開せしめず、反對黨の政見は檢閲の後公開を許可され、演説を繼續せしむるや否やも凡て警察官の手にありとしたならば、抑も何處に選挙の意味があるか。斯くの如き官憲の選擇が行はれたならば、普通選挙でも、制限選挙でも、否選挙あるも無きも同じではないか。

たとひその取締官憲の判断が絶対に正しく、多数の支持があるとしても、その権力による抑壓は許されないのである。多数決の根據は少数意見の發表がありたる後、これを克服した多数がある事によつてのみ是認されるのである。まして多数の支持無く、取締官憲なり反動團體なりが、舉世滔々悪思想の流が逆巻くを慨して、隻手よくこれを止むべしとし、討議も討論もなく暴力や権力を以て、その多数意見を禁壓するならば、そこには立憲政治は影を潜めて、少数専制の政治の昔に歸る外無いのである。

選挙の公正を云ふならば、取締官憲は司法官憲と共に、絶対中立の立場になければならぬ。政黨政治となつては、警察官に中立の立場といふものが有り得ないとするならば、取締の権力を、

超然内閣の時代のまゝに残しておくべきではない。警察官憲が一方の政黨の政府の手足であるならば、それはもはや取締の能力はないはずである。取締の資格を與へてはいけないはずである。それは選挙のみに限らぬ、言論集會結社の自由を制限する行政権力が、或る一つの主義主張、政見政策の下にあるならば、もはやそれには神の如き絶対的権能は與へてはいけない。

思想に對しては思想といふが、思想は思想と戦はせて初めて優劣も定まり、完全なる征服も出来る、思想に對して権力暴力を以て壓服出来ないことは、古今東西の歴史を繰り返して見る必要もない位のものである。それを警察官の判断によつて、正邪眞偽を定め得るが如き假定の下に、治安警察法も、出版法も新聞紙法も、また映畫演劇の取締規則も出來てゐる所に根本的誤謬があるのである。

警察官憲に審判権を與へるならば、審判者は審判される者より優秀なる判断力をもつてゐることにならなければならぬ。官制に於ても、任用資格に於ても、それが表れてゐなければならぬ。審査の募集難と、品質低下は、現代社會の憂としてゐる所である。その待遇の最も菲薄にして、知識的には最も劣れる官吏々員とされてゐる警察官に、斯くの如き重大なる任務を負はせてゐる所に制度上の矛盾がある。

「泥棒を捕へて繩をなふ」のは、遅くとも事前であるからまだよいが、「喧嘩過ぎての棒ちぎれ」

總選舉がすみ、その演説會の取締りに非難があり、その缺陷に省みて警察官の注意中止解散について講習會が行はれたさうである。しかしながらこれによつて果して何が安寧秩序を妨害するものか、何が私有財産制度を否認するものに就ての正しき知識を獲得し得たであらうか。學問の蘊奥を究め國家有用の材を出すはずの帝國大學でも、社會科學については教へる方も教はる方も中々面倒なやうである。それをそれだけの基礎知識もない者に、何週間かの講習で、演説の内容を批判するだけの頭腦を與へる技術があるとするなら、その警察官の先生達を帝國大學に呼んで來て速成科でもこさへたらよいのであるが、それは「禪學早わかり」といふやうな小本で悟道に入れると考へるよりも遙か大きな間違である。

警察官をして依然として辯士注意演説中止演説會解散をさせようとする以上は、それは到底演説内容を正當に批判してやらせようとしても無理である。やはり勞農黨の誰々はしやべらしてはいけない、誰々は五分間位したらやめさせろ、といふ様に、「諸君」級、五分級をブラツクリストに書き入れてやるとか、共産主義、田中反動内閣、三百萬圓、機密費事件と云つたら何でもかでも注意中止をくはせると、注意中止字典を與へておくとか、盲滅法な兵法を授けておく外致方無いのである。それで「私は反共産主義だ」といつた辯士を「半分の共産主義者」と思つて中止させても、それは當然の歸結であるとしなければならぬのである。そしてそこに制度の根本に間

違があることを發見しなければならぬのである。

八

立憲政治下にある警察官憲としては、憲法の保障する臣民の權利自由を保護することがその職務でなければならぬ。臣民の自由を何から保護するかといへば、暴力と金力と、しかして権力からである。憲法が特に法律の範圍内に於て言論著作印行集會及び結社の自由を有する事を規定したのは、行政權が濫りにこれらの自由に干渉するを得ざることを宣言したのと同じであることは前に繰り返し述べた如くであつて、権力からの自由の保障は、いはゞ警察權自らに對する反省抑制であつて、いはゞ消極的の職務といつてよいのである。しかして例へば政談演説會に警察官が臨監する場合、警察官の爲すべき事は、警察官自らか或る政見をもち主義主張をもつて、反對の主義政見を権力によつて抑壓する事ではなくて、如何なる主義主張も論議せしめ、論議によつてその是非曲直を定めしめるに就いて、もしこゝに討論によらずして、暴力を以て反對の主義政見を壓倒せんとし、自由なる論議を妨害せんとする者がある場合、警察權は初めて發動してこれを鎮壓してこそ、言論の自由を保障した憲法政治の下に於てその職務を完全に遂行したものといふべきである。警察權は凡ての主義政見に對して嚴正中立であり無色透明でなければならぬ。警察

権が或る政黨の手先になることは、それが野黨であつても與黨であつても同じく許すべからざることである。又警察官が政黨の手先になることがいけないばかりでなく、警察官が暴力を手先に使ふことは、たとへそれが『國家の爲』であり、危険思想防止の爲であるとしても、立憲國の警察權本來の立場、その權力の限界を越えるものであつて、事實國家の不爲であり、思想を暴力によつて壓服出来るといふ思想より國家社會に對する危険思想はないのである。

是非曲直、善惡邪正は、討論により、最後の判定を國民に求めなければならぬ。國民がこの最後の審判者たるに堪ふるといふ信頼こそが、立憲政治の根本であり、基礎ではないか。民衆を衆愚として、官權の指導によらざれば、正しき道を歩めないといふのでは憲法政治は基礎から崩れてしまふのである。官權は民衆を指導しなければならず、民衆を指導し得べしとするのは、官僚優越を信ずる官僚政治である。官僚先づ何が正しきかを決してこれを以て國民に臨むのが専制政治であり、國民自らが何が正しきかを定め、何が正しきかを發見するのが立憲政治である。この根據の上にこそ、普通選挙の理論も立てられ、帝國議會の存立も保障されるのである。

それ故に凡ては審判者たる民衆の前に赤裸々に公開されなければならないのである。新聞紙に於ては、言論の自由より以上に、報道の自由が尊重されなければならないのであつたのである。新聞紙はもはや言説を以て輿論を指導するものではなくて、輿論の材料たる事實を供給することが、

より重大になつて來てゐるのである。反對黨の悪い事は書いてもよいが政府黨の不利なる事を報道してはいけない。選挙を公正に行ふと宣言して天下の信頼を集めた政府が、選挙に關する怪文書を度々出してゐるといふ事の具體的證據を新聞紙に掲載することが出来ずに、民衆はこの偏頗なる報道材料を基礎にして判定したのでは、正しい輿論は形作りられないのである。

それは報道の自由のみではない、文學美術演劇映畫の鑑賞に於ても同じである。國民はその鑑賞の自由をもたなければならぬ。文學者藝術家の著作の自由よりも更に一般民衆の自由の爲に、それは主張されなければならない。安寧秩序と善良の風俗の保護の權力は、少くとも盜賊や詐欺を取締ると同じ警察權の下に置かれてはならぬ。

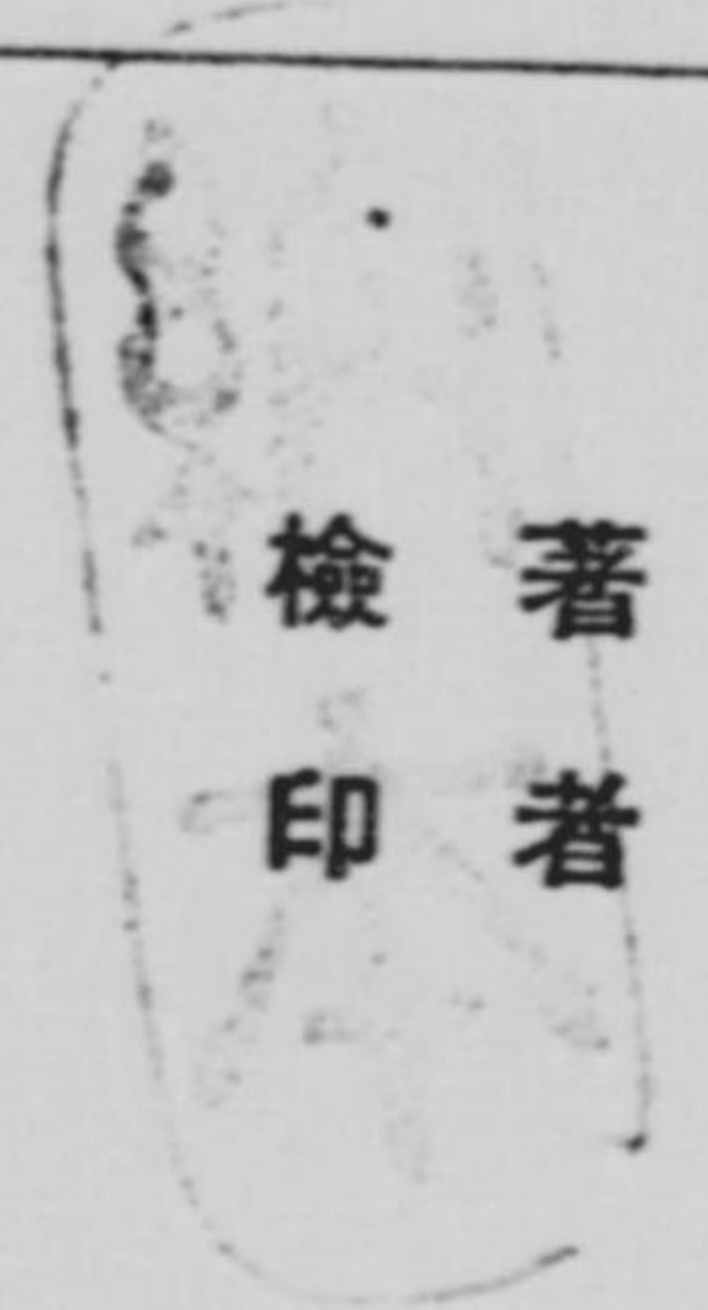
公安と風俗の保護を名として、凡ての進歩と生長とを妨害してはならない。安寧秩序の保護は現状維持の努力であり、思想の自由は進歩と生長とによる現状打破である。この間の關係は到底警察權によつて調整することは出来ない。警察官の認定によつて左右することが出来る程簡單なものではない。思想取締を警察力によつてしようとする所に無理があり、言論著作集會結社の自由に對して、警察權の干渉を以てする所に根本的の誤謬がある。言論の抑壓は結局に於て立憲政治の否定である。普選最初の總選挙に於て言論の壓迫をした内務大臣が、總選挙の日に於て議會中心政治の否認を聲明したのは決して偶然ではない。言論の自由無くしては議會政治あるを得な

い。況や普選が目指す所の國民大衆の政治的自由をや。

時局政治學 完

昭和十一年十二月十五日印刷
昭和十一年十二月二十日發行

時局政治學
定價二圓



著者	關口泰
發行者	木田開
印刷者	堀修造

東京市麴町區丸ノ内二丁目二番地
東京市牛込區櫻町七番地

發行所

東京市麴町區丸ノ内二丁目
丸ノ内ビルディング五八八區

中央公論社

振替口座東京三四番
電話丸ノ内
五五五五
三三三三
八七六五
番番番番

刷印場工町區社合式株刷印本日大

つゆのあとさき	永井 荷風	一・五〇	一四	文壇人物評論	正宗 白鳥	一・五〇	一四
勳章	徳田 秋聲	二・〇〇	一四	荷風隨筆	永井 荷風	一・八〇	一四
黄昏の薔薇	徳田 秋聲	一・五〇	一四	青春物語	谷崎潤一郎	一・七〇	一四
萬曆赤繪	志賀 直哉	二・六〇	一四	攝陽隨筆	谷崎潤一郎	一・七〇	一四
荆棘の冠	里見 弜	一・〇〇	一〇	神・人間・自由	木下 尙江	一・七〇	一四
金の鍵の匣	里見 弜	一・八〇	一四	文藝林泉	室生 犀星	二・〇〇	一四
盲目物語	谷崎潤一郎	一・七〇	一四	人間修行	登張 竹風	一・七〇	一四
武州公祕話	谷崎潤一郎	一・七〇	一四	無絃琴	内田 百閒	二・〇〇	一四
女の一生	山本 有三	一・八〇	一四	有頂天	内田 百閒	二・〇〇	一四
沈丁花	久米 正雄	一・五〇	一四	ドク	辰野 隆	一・五〇	一四
百夜夜	田山 花袋	一・八〇	一四	明治文學の片影	佐佐木信綱	三・〇〇	一四
倫敦の宿	水上瀧太郎	一・六〇	一四	花鳥草紙	新村 出	一・八〇	一四
遺産	水上瀧太郎	二・〇〇	一四	文學的自叙傳	杉山 平助	一・六〇	一四
U新聞年代記	上司 小劍	一・五〇	一四	直木三十五隨筆集	直木三十五	一・五〇	一四
青園	林 房雄	一・五〇	一四	文藝と社會	青野 季吉	一・六〇	一四
寢園	横光 利一	一・八〇	一四	藝術論	藏原 惟人	一・五〇	一四

結婚街道	菊池 寛	一・二〇	一四	新聞生活二十年	伊藤 正徳	一・五〇	一四
限りなき舗道	北村 小松	一・六〇	一四	熱球三十年	飛田 穂洲	一・五〇	一四
情炎の都市	北村 小松	一・五〇	一四	名優藝談	川尻 清潭	二・〇〇	一四
女給君代	廣津 和郎	〇・八〇	一〇	演劇巡禮	三宅周太郎	二・〇〇	一四
女給小夜子	廣津 和郎	〇・八〇	一〇	近世劇壇史	木村 錦花	五・〇〇	四五
眞理の春	細田 民樹	一・五〇	一四	ヒマラヤの旅(紀行)	長谷川傳次郎	三・〇〇	五七
黄菊白菊	細田 民樹	一・五〇	一四	日本合戦譚	菊池 寛	一・五〇	一四
生活線ABC	細田 民樹	一・七〇	一四	新版日本崎人傳	白石 實三	一・五〇	一四
日本の戦慄	直木三十五	一・五〇	一四	武蔵野から大東京へ	白石 實三	一・四〇	一〇
光・罪と共に	直木三十五	一・五〇	一四	科學隨想	西村 眞琴	一・四〇	一四
花嫁學校	片岡 鐵兵	一・五〇	一四	妻妾論	中川善之助	一・五〇	一〇
牡丹のある家	窪川 稲子	一・五〇	一四	もめん隨筆	森田 たま	一・七〇	一四
罌粟はなぜ紅い	宇野 千代	一・二〇	一四	荷馬車輓の娘の手記	杉内 いち	〇・八〇	一〇
色ざんげ	宇野 千代	一・五〇	一四	大満洲國建設録	駒井 徳三	一・二〇	一四
雌雄	宇野 千代	一・五〇	一四	蘇峰自傳	徳富猪一郎	一・八〇	一四
野麥の唄	林 芙美子	一・八〇	一四	外遊斷想	尾崎 罌堂	一・七〇	一四

文章讀本	谷崎潤一郎	一・五〇	一四	水戸黄門	大佛次郎	一・七〇	一四
綴方讀本	鈴木三重吉	一・六〇	一四	女人曼陀羅	吉川英治	一・八〇	一四
軍縮讀本	伊藤正徳	一・五〇	一四	楠木正成	直木三十五	一・二〇	一〇
レコード音楽讀本	野村光一	一・八〇	一四	生々流轉	下村千秋	一・五〇	一四
唯物辨證法讀本	大森義太郎	一・二〇	一〇	西部戦線異状なし	ルマルク	一・五〇	一〇
金の經濟學	猪俣津南雄	一・五〇	一四	グラント・ホテル	泰豐吉譯	一・七〇	一四
議會政治論	馬場恒吾	一・五〇	一四	少年探偵エミール	ケストナー	一・〇〇	一〇
現代人物評論	馬場恒吾	一・五〇	一四	四十年	ゴリキイ	二・〇〇	各一四
政界人物風景	馬場恒吾	一・五〇	一四	まてりありすむす	大森義太郎	二・〇〇	一四
政界人物評論	馬場恒吾	一・五〇	一四	国際紛争史考	板倉卓造	二・〇〇	一四
國民政治讀本	馬場恒吾	一・〇〇	一〇	辯證法談叢	三枝博音	一・五〇	一四
母の讀本	海輪利光	一・五〇	一四	フランス唯物論哲學	ラメトリ其他	三・五〇	一四
柿の讀本	坪内逍遙	二・五〇	一四	農業經濟學	カウツキ	二・八〇	一四
懷往時談	小泉策太郎	一・八〇	一四	支那經濟論	向坂逸郎譯	二・五〇	一四
轉回期の政治	宮澤俊義	一・八〇	一四	支那の社會と經濟(二卷)	ウイットフォーゲル	二・八〇	一四
時局政治學	關口泰	二・〇〇	一四	フアツシズム國家學	シユナイター	二・八〇	一四

699
105

12年 11月 1日

30

The table is a grid of 10 columns and 15 rows. In the top-left corner, there is a circular stamp with the characters '開隆元濟' (Kai-Ryū Gen-Kei). In the center of the grid, there is a vertical rectangular stamp containing the characters '開隆元濟' (Kai-Ryū Gen-Kei).

12.26

